

【中期的財政運営】

8-120 財政運営の諸指標の性格について

1. 一般会計歳出伸率
 2. 公債依存度
 3. 公債残高（特例公債残高）
 4. 公債残高対GNP比
 5. 国債費率
 6. 国民負担率
- （参考）諸指標の関連
1. 一般会計歳出伸率
 - ① 経済成長率との対比で、財政規模の抑制の程度を示す（名目経済成長率以下とし続ける場合には、一般会計歳出の対GNP比が低下していくこととなる。）
 - ② 臨調答申は、行政の果たすべき役割の見直しと国民負担の増大の抑制のための中期的な指標として用いている。
 - ③ 59年の財審報告は、特例公債依存体質からの脱却のために必要な歳出規模の抑制の指標として用いている。
 - ④ 西ドイツでは、中期的に歳出伸率を2.5%以下とすることを目標としている。また、類似のものとして、イギリスでは、公共支出（国+地方）の対GNP比を漸減させることを目標としている。
 - ⑤ 歳出抑制は財政体質改善の前提となるものではあるが、必ずしも財政体質改善そのものの指標とはならない。
 2. 公債依存度（公債依存度）
 - ① 財政規模に対する単年度の財政赤字（新規公債発行額）の大きさを示す。
 - ② 新規公債発行額の抑制を通じて利払費の増加による財政の硬直化を防ぐという点で、財政体質改善の指標の一つである。また、経済の不況時には新規公債発行額を増大させて景気を刺激し、好況時には新規公債発行額を削減して景気の過熱を防ぐことから、財政による景気調整の状況を示すという性

格をも持っている。

- ③ 昭和40年代前半の財政硬直化打開キャンペーンにおいては、公債依存度を5%以下とすることが目標とされ、また、50年代以降の特例公債発行下においては、特例公債依存体質脱却と並んで、公債依存度引下げが一貫して目標とされてきている。
- ④ 特例公債発行額がゼロとなった後は四条公債のみの指標となり、公債発行対象経費（公共事業費、出資金、貸付金）の一般会計歳出に占めるシェアがその上限となる。（すきま率）
 - ① 公債発行対象経費と四条公債発行額との差（すきま）の割合を示す。
 - ② 不況で税収が伸び悩んだ場合に、すきまの部分の税収を経常部門経費の財源に転用し、特例公債の発行を回避できるという点で、特例公債依存体質脱却後において再び特例公債依存体質に転落することを防ぐ目安となる。
 - ③ すきま率と公債依存度の関係については、例えば、すきま率を0%から50%に引き上げることは、公債発行対象経費の一般会計歳出に占めるシェアを一定とすれば、公債依存度を2分の1に引き下げることの意味する。
3. 公債残高（特例公債残高）
 - ① 各年度の財政赤字の累積額（ネット償還額を除く）を示す。
 - ② 特例公債については、厳しい財政状況を勘案し、当面四条公債と同様に60年償還ルールによることを基本としているが、現行の取扱いを継続するとすれば、残高が急速に減少することは望めない。
 - ③ 特例公債については、見合いとなる資産が将来に残らないことから、できるだけ早く残高を減少させることが望ましく、このためには、どのような形でどの程度早期償還（借換債発行額の圧縮）を行うかについて検討することが必要となる。

4. 公債残高対GNP比

- ① 公債残高と経済の規模とのバランスを示す。
- ② 59年の財審報告は、特例公債の借換債の発行を行うに当たり、市場におけるその円滑な消化を図る上で留意すべき指標として用いている。
- ③ 「基本的考え方」は、総公債発行額の抑制を通じて利払費の増加による財政の硬直化を防ぐという財政体質改善の指標の一つとして用いている。
- ④ 公債残高に関する指標であり、急速に低下することは望めない。

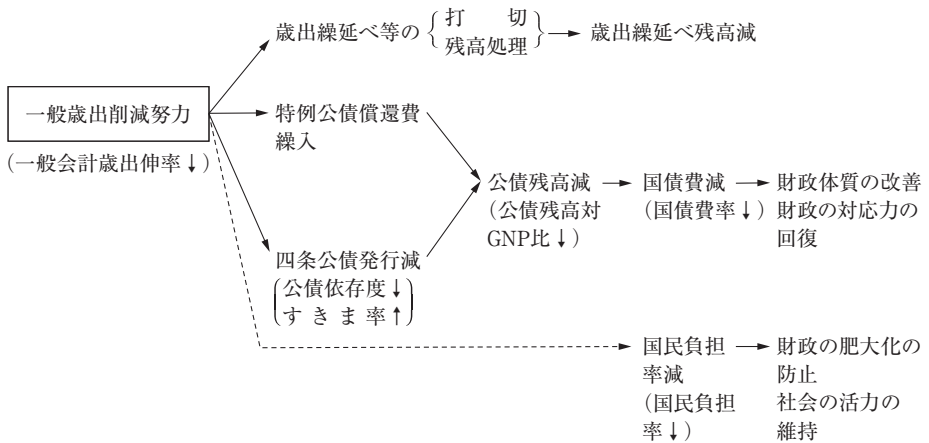
5. 国債費率

- ① 過去の公債発行に伴う後年度負担である利払・償還費の財政規模に対する大きさを

示す。

- ② 公債の利払・償還による政策経費の圧迫の程度、逆に言えば財政の対応力の回復の程度を端的に示す指標である。
 - ③ 公債残高と密接に関連しており、急速に低下することは望めない。
6. 国民負担率
- ① 国と地方を合わせた租税負担及び社会保障負担の国民所得に対する大きさを示す。
 - ② 臨調答申等は、行政の果たすべき役割の見直しと国民負担の増大の抑制のための長期的な指標として用いている。
 - ③ 政府全体に係る指標であるため、国の一般会計の財政運営には直結しない。
 - ④ 財政の肥大化防止の指標であり、必ずしも財政体質の改善にはつながらない。

(参考) 諸指標の関連



(出所) 財政制度審議会中期財政運営問題小委員会 (第2回) (懇談会) 平成元年5月17日配付資料(2) (財政制度審議会「平成元年度 財政制度審議会資料集 中期財政運営問題小委員会編」73-81ページ)。

8-121 57年度以降の各年度予算で行った特例的歳出削減措置等

1. 57年度以降の各年度予算で行った特例的歳出削減措置等

年度	(単位：億円)									
	57	58	59	60	61	62	63	元	計	合
厚生年金の国庫負担金の繰入れ等の特例	57～60年度実績分15,078億円(元本・利子分)については、63年度補正予算で処理									
住宅金融公庫利子補給金の一部繰延べ	517	778	1,045 (△1,03)	1,034 (△103)	1,084 (△259)	857 (△468)	1,147 (△468)	1,297 (△468)	7,759 (△1,766)	13,480
国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化	—	3,180	3,221	2,556	1,917	1,252	601	0	12,727	
自賠責特会からの受入れ	—	2,560	—	—	— (△55)	— (△2,505)	—	—	2,560 (△2,560)	措置完了
外航船舶利子補給金の繰延べ	39	58	57	58	62	(62' 制度改正△54 補正 △190)	88	—	244 (△244)	措置完了
政管健保の国庫補助の繰入れ特例	—	—	—	939	1,300	1,350	650	400	4,639	
道庁特会借入金	—	—	—	1,200	3,460 (△1,200)	3,037	— (△6,497)	—	7,697 (△7,697)	措置完了
地方財政対策の改革による特会借入金(国負担分)の一般会計負担	*	*	*	*	*	*	*	*	58,278	
地方財政対策に伴う後年度負担(うち既往臨時等過去の覚書分)	—	—	△300 (960)	1,855 (855) <補正△1,395>	2,977 (857)	1,923 (653) <補正500>	2,534 (804)	2,584 (1,059)	10,678	

(注) ①△は返済分(地方財政対策の場合は、国の地方への貸し)

②地方財政対策の改革による特会借入金の一一般会計負担については、59年度に新規借入金措置の廃止に伴い、過去の借入金を負担区分に応じて整理し、国・地方それぞれの償還責任を明確化したもの。

③地方財政対策に伴う後年度負担のうち、60年度から63年度の間のいわゆる暫定加算の法定化分は各年度に生じた負担として整理している。また、57年度の特例減額(1,135億円)は58年度に同額繰上げ加算されたため省略している。

④地方財政対策に伴う後年度負担の合計には60年度における国の地方への貸しの63年度及び平成元年度の返済分(計460億円)は含まれていない。

国債費の定率繰入等停止額	57	58	59	60	61	62	63	元
	11,984	13,973	16,127	18,627	20,738	23,168	25,036	26,081
(参考) 国鉄清算事業団要処理債務の推移		62年度首 25.5兆円	62年度末 26.1兆円	63年度末 26.9兆円	平成元年度末 27.1兆円			

2. 厚生年金の国庫負担金の繰入れ等の特例

1. 厳しい財政事情の下で社会保障の実質的水準を確保するため、

①57年度から60年度までの間については、行革関連特例法により、厚生年金、共済年金等に対する国庫負担の4分の1を減額する繰入特例措置がとられた。

②また、61年度から63年度までの間については、基礎年金制度の導入等年金制度改革をも踏まえ、厚生年金の36年4月以前分等の給付費に係る国庫負担について、その2分の1の範囲内で減額することとされた。

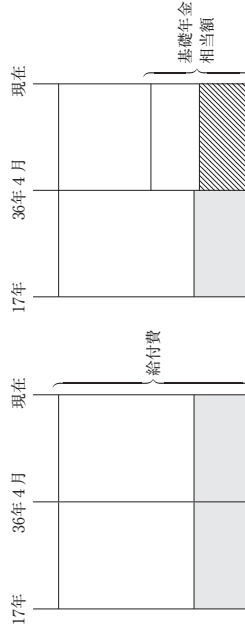
2. 平成元年度においても、平成2年度特例公債依存体質脱却という財政再建目標を踏まえ、引き続き厳しい財政事情の下で、社会保障の実質的水準を低下させないための措置として、繰延額を圧縮(63年度3,600億円→元年度3,240億円)したうえで、引き続き繰延べを継続することとした。

3. 一方、63年度補正予算においては、62年度決算剰余金に加え、63年度においても予想外の税収の伸び等により一時的に財政事情に余裕が生じたことから、特例公債の減額をを行うとともに、年金制度改革を控え国民の年金財政に対する信頼の確保のため、繰戻しの緊要性が高いと認められる厚生年金等について、57年度から60年度までの繰延分を繰り戻すこととした。

4. 61年度～63年度繰延分及び平成元年度繰延分については、運用取入の減額分を含め、一般会計が特例公債依存体質から脱却した後、出来る限り速やかに繰り入れに着手し、年金財政の運営に支障をきたすことのないよう計画的に繰り戻すこととしている。

		(単位：億円)					
		57～60年度(実績)	61	62	63	元	合
繰延(返済)額		△15,078(63補正で返済)	3,040	3,600	3,600	3,240	計
	行革関連特例法						
	厚生保険特別会計法						

行革関連特例法 → 厚生保険特別会計法



給付費の20%
(国庫負担)
↓
1/4を減額

給付費の20%
(国庫負担)
↓
1/2の範囲内で減額せず

基礎年金相当額の1/3
(国庫負担)
↓

平成元年度補助金特例法(抄)
(厚生保険特別会計法)

第11条 厚生保険特別会計法(昭和19年法律第10号)の一部を次のように改正する。

第18条ノ11に次の1条を加える。

第18条ノ12……

政府ハ……厚生年金事業ノ財政ノ安定ガ損ナフルルコトナキ様平成2年度以降ニオテテ国ノ財政状況ヲ勘案シツツ……一般会計ヨリ年金勘定ニ繰リ入レルベシ。

3. 住宅金融公庫利子補給金の一部繰延べ

1. 住宅金融公庫は財投資金を借り入れて、民間金融機関よりも低利の資金を国民の住宅建設のために融通しており、国は一般会計において財投金利と貸出金利の金利差等を補給してきている。
2. 昭和57年度においては、公庫の資金調達金利が一時期極めて高水準であったことにより公庫の取支差が拡大したこと、国の厳しい財政事情等を総合的に勘案して、昭和56年度末の借入金残高に係る利息のうち利率が6.5%を超える部分の利息を繰延べることとした。
3. また、繰延べ措置は財政再建期間中（昭和57～59年度）とし、終了後昭和60～平成3年度に計画的に措置することとした。これについては、現在累計で1,766億円が措置されている。
4. その後、昭和60年度に至り、引き続き国の財政事情が厳しいことにかんがみ、昭和59年度末の借入金残高に係る利息のうち利率が6.5%を超える部分の利息を財政再建期間中（昭和60～平成2年度）繰り延べることとし、終了後平成3年度～12年度に計画的に措置することとした。
5. いずれの場合も、繰延べ期間中の資金繰りのための借入金に係る利息については毎年度予算で措置している。

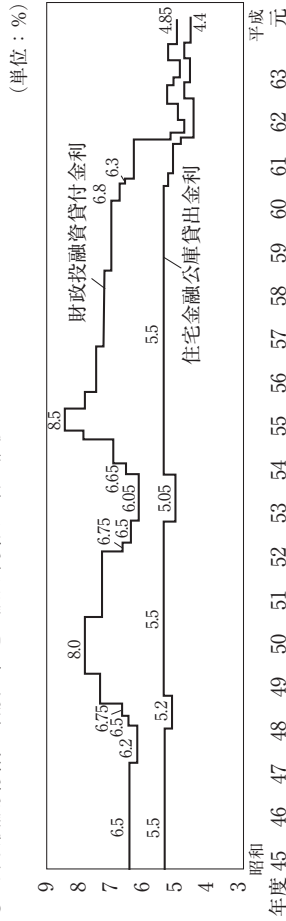
◎ 住宅金融公庫補給金等と繰延額推移

年度	(単位：億円、%)										
	昭和57	58	59	60	61	62	63	平成元	合計		
本来補給金	3,157	3,402	3,776	4,140	3,991	3,530	3,809	4,031			
繰延額	▲517	▲778	▲1,045	▲1,034	▲1,084	▲857	▲1,147	▲1,297	▲7,759		
利息	35	90	132	204	267	299	310	338	1,675		
交付金	—	—	—	103	259	468	468	468	1,766		
補給金等措置額	2,814	2,815	2,863	3,413	3,433	3,440	3,440	3,540			
繰延累計額	517	1,295	2,340	3,271	4,096	4,485	5,164	5,993			

(注1) 57年度及び58年度の補給金等措置額は、56年度の損失金に係る補填額及び借入金利息相当額を含んだ計数である。

(注2) 62年度は予算補正後の計数である。

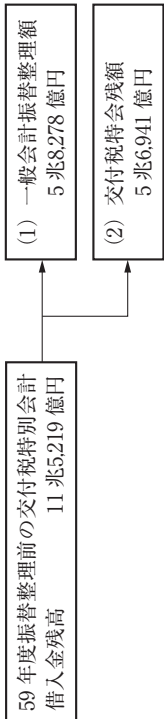
◎ 財政投融資貸付金利及び住宅金融公庫貸出金利の推移



4. 地方財政対策関係

1. 地方財政対策の改革による特会借入金(国負担分)の一般会計負担
 ・ 59年度の地方財政対策の改革において、交付税特会における新たな借入金措置は原則として行わないものとするとともに、既往借入金残高については、財政再建がなされるまで凍結することとされた。これに伴い、上記借入金のうち国の負担として地方交付税法等に定められていた既往の借入金(5兆8,278億円)を一般会計の借入金に振替整理した。

2. 地方財政対策に伴う後年度負担
 ・ 地方財政対策に伴う各種の後年度の加算については、主として補助率の見直しにあたり、地方財政の運営に支障が生じないよう、各年度の地方財政対策において、国と地方の財政事情等を踏まえつつ、国としてとりうるギリギリの措置を講じたものであるが、基本的には国と地方の間の財政調整であり、国の地方に対する貸し(後年度における交付税の減算)も含まれている。



(1) 一般会計借入金の償還額 (国負担) (単位：億円)

年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
償還額	3,856	4,666	5,076	5,509	5,962	6,489	7,063.9	6,778.3	6,555	6,332.43	58,277.63

(2) 交付税特会借入金の償還額 (地方負担) <平成元年10月償還後> (単位：億円)

年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
償還額	2,211	2,729	2,923	3,144	3,389	3,612	3,887	4,161	4,497	4,826.95	35,942.35

<注>借入先は資金運用部資金

(単位：億円)

年度	59	60	61	62	63	元	計
地方財政対策に伴う後年度負担	△300	1,855	2,977	1,923	2,534	2,584	12,073
{60補正特例措置額}				補正 <500>			10,678
		△1,395*					△1,395

(注) 1. △は国の地方への貸し
 2. 地方財政対策に伴う後年度負担の合計には60年度における国の地方への貸しの63年度及び平成元年度の返済分(計460億円)は含まれていない。
 3. *については、「昭和60年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律」附則で将来の交付税の減額を法定。

後年度負担額返済の年度別内訳 (交付税法附則で法定) (単位：億円)

年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	計
年度別内訳	2,170	2,510	2,549	800	820	904	440	460	480	500	440	12,073

6. 国鉄清算事業団債務の現状と見通し

<p>1. 清算事業団は62年度首において国鉄長期債務等25.5兆円を承継したが、その後毎年生ずる1兆円を超える金利負担等に対し、土地処分が進まないこと等から資産処分収入が予定通りに入らず、この結果、清算事業団債務は金利が金利を生む形で累増し、平成元年度末には27兆円に達する見込みである。</p>	<p>○ 平成元年度末</p> <table border="0"> <tr> <td>兆円</td> <td>27.1</td> <td>借入金</td> <td>22.7</td> <td>資金運用部等</td> <td>17.3</td> <td>平均金利</td> <td>6.4%</td> <td>金利 (億円)</td> <td>11,300</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">}</td> <td rowspan="2">}</td> <td rowspan="2">}</td> <td rowspan="2">}</td> <td rowspan="2">}</td> <td rowspan="2">}</td> <td rowspan="2">}</td> <td rowspan="2">}</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>一般会計</td> <td>5.4</td> <td>国債費負担</td> <td>3,500</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4.4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>7.3</td> <td></td> <td>3,200</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(年金追加費用等)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>14,500</td> </tr> </table>	兆円	27.1	借入金	22.7	資金運用部等	17.3	平均金利	6.4%	金利 (億円)	11,300			}	}	}	}	}	}	}	}			一般会計	5.4	国債費負担	3,500				4.4				7.3		3,200				(年金追加費用等)						14,500
兆円	27.1	借入金	22.7	資金運用部等	17.3	平均金利	6.4%	金利 (億円)	11,300																																						
		}	}	}	}	}	}	}	}																																						
										一般会計	5.4	国債費負担	3,500																																		
			4.4				7.3		3,200																																						
			(年金追加費用等)						14,500																																						
<p>2. この27兆円から毎年生ずる金利等は、国債費負担分を除いて約1.5兆円である。これから定常的収入である新幹線保有機構からの収入約2,300億円を差し引いた残りの約1.2兆円について、土地とJR株の処分によって補填していかない限り、金利が金利を生む形で債務が累増していくこととなる。</p>	<p>○ 土地売却の実績</p> <table border="0"> <tr> <td>62年度</td> <td>1,329億円</td> </tr> <tr> <td>63年度</td> <td>2,000億円</td> </tr> <tr> <td>平成元年度</td> <td>3,500億円 (予定)</td> </tr> </table>	62年度	1,329億円	63年度	2,000億円	平成元年度	3,500億円 (予定)																																								
62年度	1,329億円																																														
63年度	2,000億円																																														
平成元年度	3,500億円 (予定)																																														
<p>3. 土地については、全体の8割強が監視区域内にあり、地価対策との関係から毎年の売却収入は、2,000億円程度にとどまっている。</p>	<p>○ 土地の平成元年度末価額の推計額 (基盤整備費) (62' ~元' 売却予定額) 兆円</p> <table border="0"> <tr> <td>(7.7 + 0.8) × 1.318</td> <td>-</td> <td>0.6</td> <td>-</td> <td>0.7</td> <td>=</td> <td>9.9</td> </tr> </table>	(7.7 + 0.8) × 1.318	-	0.6	-	0.7	=	9.9																																							
(7.7 + 0.8) × 1.318	-	0.6	-	0.7	=	9.9																																									
<p>4. JR株については、全体の8割強が監視区域内にあり、地価対策との関係から毎年の売却収入は、2,000億円程度にとどまっている。全体の土地の価格の62年度首の推計値は77兆円であったが、仮にその後2年間の全国の公示価格上昇率(62年21.7%、63年8.3%)で上昇したとしても現在約10兆円である。その大部分を占める首都圏を中心に行なう大規模用地は、都市計画との調整や基盤整備をしたうえで売却するとすれば、少なくとも6~10年の期間を要する。</p>	<p>○ 純資産額についての相場基準</p> <p>1株 (額面5万円) 当たりの純資産額10万円</p> <table border="0"> <tr> <td>所要額</td> <td>4,000</td> <td>2,966</td> <td>62年度首純資産額</td> <td>追加必要額</td> <td>62年度利益</td> <td>(単位: 億円)</td> </tr> <tr> <td>東日本</td> <td>2,240</td> <td>1,655</td> <td>1,034</td> <td>585</td> <td>274</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東海</td> <td>2,000</td> <td>1,550</td> <td>450</td> <td>165</td> <td>20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西日本</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	所要額	4,000	2,966	62年度首純資産額	追加必要額	62年度利益	(単位: 億円)	東日本	2,240	1,655	1,034	585	274		東海	2,000	1,550	450	165	20		西日本																								
所要額	4,000	2,966	62年度首純資産額	追加必要額	62年度利益	(単位: 億円)																																									
東日本	2,240	1,655	1,034	585	274																																										
東海	2,000	1,550	450	165	20																																										
西日本																																															
<p>4. JR株については、市場に必要な純資産額の要件をクリアするのに、なお時間を要する。JR株の額面額は4,595億円であり、仮に他の公益事業(電気、ガス)や大手民鉄並みの15~20倍で売却できるとしても約7~9兆円である。</p>	<p>○ 株価</p> <table border="0"> <tr> <td>東日本、東海、西日本</td> <td>額面 (4,120)</td> <td rowspan="2">}</td> <td rowspan="2">}</td> <td rowspan="2">}</td> <td rowspan="2">}</td> </tr> <tr> <td>三井物産等</td> <td>(475)</td> <td>4,595億円 ×</td> <td>20倍 (大手民鉄並み) = 9.2兆円</td> <td>15 (公益事業並み) = 6.9兆円</td> </tr> </table>	東日本、東海、西日本	額面 (4,120)	}	}	}	}	三井物産等	(475)	4,595億円 ×	20倍 (大手民鉄並み) = 9.2兆円	15 (公益事業並み) = 6.9兆円																																			
東日本、東海、西日本	額面 (4,120)	}	}					}	}																																						
三井物産等	(475)			4,595億円 ×	20倍 (大手民鉄並み) = 9.2兆円	15 (公益事業並み) = 6.9兆円																																									

(出所) 財政制度審議会中期財政運営問題小委員会 (第2回) (懇談会) 平成元年5月17日配付資料(3) (財政制度審議会「平成元年度財政制度審議会資料集 中期財政運営問題小委員会編」85-90ページ)。

8-122 国民負担率の将来推計

国・地方・社会保障基金の収入・支出の対国民所得比

(単位：%)

	〔収入〕			〔支出〕			
	(47')	(62')	(増減)	(47')	(62')	(増減)	
社会保障負担	5.9	→ 11.0	+ 5.1	社会保障給付費	6.3	→ 14.9	+ 8.6
租 税 負 担	19.8	→ 27.5	+ 7.7	公 債 費	1.3	→ 6.6	+ 5.3
〔 国	13.3	→ 17.4	+ 4.1	〔 国	0.6	→ 4.3	+ 3.7
〔 地方	6.5	→ 10.1	+ 3.6		〔 地方	0.7	→ 2.3
国民負担			+ 12.8				+ 13.9
公債収入	4.6	→ 5.6	+ 1.0	その他の支出	20.8	→ 22.7	+ 1.9
〔 国	2.5	→ 3.4	+ 0.9				
〔 地方	2.1	→ 2.2	+ 0.1				
その他の収入	4.8	→ 7.1	+ 2.3				

〔ケースⅠ〕

- ・一般会計歳出：社会保障国庫負担分及び国債費除きで名目成長率伸ばし。
- ・名目成長率：4.0%～5.5%〔昭和63年 厚生省・大蔵省
「21世紀初頭における高齢化状況等及び社会保障の給付と負担の
展望」ベース〕
- ・国債発行額：平成2年度の建設公債発行額（56,300億円）と同額。
- ・国債金利（10年債）：5.4%〔中期展望ベース〕

〔支出〕 (単位：対国民所得比、%)

		元年度 (1989年度)	12年度 (2000年度)	22年度 (2010年度)
国	社会保障国庫負担分	4.0	5.5 程度	6～7 程度
	国債費	3.8	3.0～3.5	1.8～2.4
	その他	12.9	12.9	12.9
	合計	20.7	21.4～21.9	20.7～22.3
地方	地方債費	2.0	2.0	2.0
	その他	11.0	11.0	11.0
	合計	13.0	13.0	13.0
国・地方合計		33.7	34.4～34.9	33.7～35.3

〔収入〕 (単位：対国民所得比、%)

		元年度 (1989年度)	12年度 (2000年度)	22年度 (2010年度)
国	税収入	17.6	20.0～20.3 程度	19.7～21.1 程度
	国債収入	2.3	1.0～1.2	0.6～0.8
	その他	0.8	0.4	0.4
	合計	20.7	21.4～21.9	20.7～22.3
地方	税収入	9.7	9.7	9.7
	地方債収入	1.8	1.8	1.8
	その他	1.5	1.5	1.5
	合計	13.0	13.0	13.0
国・地方合計		33.7	34.4～34.9	33.7～35.3

〔国民負担率〕 (単位：対国民所得比、%)

		元年度 (1989年度)	12年度 (2000年度)	22年度 (2010年度)
社会保障負担		11.5	14～14.5 程度	16.5～18.5 程度
租税負担		27.3	29.7～30.0	29.4～30.8
国民負担	国	17.6	20.0～20.3	19.7～21.1
	地方	9.7	9.7	9.7
国民負担		38.8	43.7～44.5	45.9～49.3

〔ケースⅡ〕

- ・一般会計歳出：名目成長率伸ばし。
- ・名目成長率：4.0%～5.5%〔昭和63年 厚生省・大蔵省
「21世紀初頭における高齢化状況等及び社会保障の給付と負担の
展望」ベース〕
- ・国債発行額：平成2年度の建設公債発行額（56,300億円）と同額。
- ・国債金利（10年債）：5.4%〔中期展望ベース〕

〔支出〕

(単位：対国民所得比、%)

		元年度 (1989年度)	12年度 (2000年度)	22年度 (2010年度)
国	社会保障国庫負担分	4.0	5.5 程度	6～7 程度
	国債費	3.8	3.0～3.5	1.8～2.4
	その他	12.9	11.7～12.2	11.3～12.9
	合計	20.7	20.7	20.7
地方	地方債費	2.0	2.0	2.0
	その他	11.0	11.0	11.0
	合計	13.0	13.0	13.0
国・地方合計		33.7	33.7	33.7

〔収入〕

(単位：対国民所得比、%)

		元年度 (1989年度)	12年度 (2000年度)	22年度 (2010年度)
国	税収入	17.6	19.1～19.3 程度	19.7～21.1 程度
	国債収入	2.3	1.0～1.2	0.6～0.8
	その他	0.8	0.4	0.4
	合計	20.7	20.7	20.7
地方	税収入	9.7	9.7	9.7
	地方債収入	1.8	1.8	1.8
	その他	1.5	1.5	1.5
	合計	13.0	13.0	13.0
国・地方合計		33.7	33.7	33.7

〔国民負担率〕

(単位：対国民所得比、%)

		元年度 (1989年度)	12年度 (2000年度)	22年度 (2010年度)
社会保障負担		11.5	14～14.5 程度	16.5～18.5 程度
租税負担		27.3	28.8～29.0	29.2～29.4
	国	17.6	19.1～19.3	19.5～19.7
	地方	9.7	9.7	9.7
国民負担		38.8	43.0～43.3	45.9～47.7

〔ケースⅢ〕

- ・一般会計歳出：社会保障国庫負担分及び国債費除きで名目成長率伸ばし。
- ・名目成長率：4.0%～5.5%〔昭和63年 厚生省・大蔵省
「21世紀初頭における高齢化状況等及び社会保障の給付と負担の
展望」ベース〕
- ・国債発行額：平成3年度以降、国債残高が平成2年度の国債残高と同額となるように建設公債を発行。
- ・国債金利（10年債）：5.4%〔中期展望ベース〕

〔支出〕

（単位：対国民所得比、％）

		元年度 (1989年度)	12年度 (2000年度)	22年度 (2010年度)
国	社会保障国庫負担分	4.0	5.5 程度	6～7 程度
	国債費	3.8	2.7～3.1	1.4～2.0
	その他	12.9	12.9	12.9
	合計	20.7	21.1～21.5	20.3～21.9
地方	地方債費	2.0	2.0	2.0
	その他	11.0	11.0	11.0
	合計	13.0	13.0	13.0
国・地方合計		33.7	34.1～34.5	33.3～34.9

〔収入〕

（単位：対国民所得比、％）

		元年度 (1989年度)	12年度 (2000年度)	22年度 (2010年度)
国	税収入	17.6	20.1～20.4 程度	19.4～20.9 程度
	国債収入	2.3	0.6～0.7	0.5～0.6
	その他	0.8	0.4	0.4
	合計	20.7	21.1～21.5	20.3～21.9
地方	税収入	9.7	9.7	9.7
	地方債収入	1.8	1.8	1.8
	その他	1.5	1.5	1.5
	合計	13.0	13.0	13.0
国・地方合計		33.7	34.1～34.5	33.3～34.9

〔国民負担率〕

（単位：対国民所得比、％）

		元年度 (1989年度)	12年度 (2000年度)	22年度 (2010年度)
社会保障負担		11.5	14～14.5 程度	16.5～18.5 程度
租税負担		27.3	29.8～30.1	29.1～30.6
	国	17.6	20.1～20.4	19.4～20.9
	地方	9.7	9.7	9.7
国民負担		38.8	43.8～44.6	45.6～49.1

（出所）財政制度審議会中期財政運営問題小委員会（第11回）（懇談会）平成2年1月29日配付資料(1)（財政制度審議会「平成元年度 財政制度審議会資料集 中期財政運営問題小委員会編」338-340ページ）。

8-123 平成2年度特例公債依存体質脱却後の 中期的財政運営の在り方について の報告

平成2年3月1日
財政制度審議会

大蔵大臣 橋本龍太郎殿

財政制度審議会会長 鈴木永二

財政制度審議会は、平成2年度特例公債依存体質脱却後の中期的財政運営の在り方について、中期財政運営問題小委員会において、参考人からの意見聴取を含め、幅広い角度から審議を行ってきた。その報告について、さらに総会で審議を行った結果、当審議会として決定する運びとなったので、ここに提出する。

また、当審議会において、報告が大部であることもあり、要約したものを作成した方が適当であるとの考え方にに基づき、報告の要約版も作成したので、あわせて提出する。

政府におかれては、この報告に述べられている中期的財政運営に係る新努力目標を財政改革の第二段階と位置づけて、その実現に積極的にかつ勇断をもって取り組まれるよう要望する。

はじめに

1. 我が国財政は、第1次石油危機に伴う景気停滞の長期化を契機として、昭和50年度補正において税収不足の発生により特例公債の発行を余儀なくされて以来、今日に至るまでの15年間、毎年度多額の特例公債に依存せざるを得ない状態を続けてきた。この間、政府は三度にわたり特例公債依存体質からの脱却目標年次を設定し、歳出の節減・合理化を中心として財政体質改善のため懸命の努力を傾注し続けてきたが、この目標は最近における景気・税収の好調等にも恵まれ平成2年度予算においてようやく実現し、財政改革の第一段階が達成されたところである。
2. この特例公債依存体質からの脱却過程は、単に経済の変動が財政に及ぼした影響から

の回復過程として捉えられるべきではない。

昭和40年代後半においては、法人税などの直接税を中心とした高い税収の伸びと公債政策の積極的活用という歳入面における新たな財源調達により、歳出の高い伸びが支えられてきた。しかし、石油危機を契機とする経済構造の変化が生じた後においても、昭和48年度の「福祉元年」以来の福祉の拡充等財政に対する需要はますます増大する趨勢にある一方で、従来のような税収の伸びは期待できなくなったため、歳出と歳入の差額が特例公債を含む多額の公債発行という形で顕在化したものである。このような財政構造を改善するため、特に昭和55年度予算において財政再建の第一歩を踏み出して以来、毎年度予算におけるゼロないしマイナスの概算要求基準の設定をいわば梃子として、連年にわたる制度・施策の見直し等による厳しい歳出削減努力が積み重ねられ、財政の効率化が推進された。この間、一般歳出の規模は、対名目GNP比で昭和54年度の12.6%をピークとして、平成2年度には8.5%と概ね4ポイント低下し、第1次石油危機発生前の水準に戻っている。

すなわち、特例公債依存体質からの脱却の努力の過程は、「大きな政府」への志向を修正し、効率的な財政の在り方を模索してきた過程として位置づけることが適当である。

3. 平成2年度予算編成時点における我が国財政事情を見ると、連年にわたる多額の公債発行により巨額の国債残高を抱え、これに伴う国債費の重圧が財政の硬直化をもたらしているほか、今後処理を要する債務等や国鉄清算事業団長期債務等が残されている。このような財政事情を考慮すれば、財政改革の第一段階の達成をもって財政が健全体に復したと言えるような状態にはなく、財政改革はなお途半ばと言わざるを得ない。
- 他方、今後の我が国は、高齢化の急速な進展や、国際社会における責任の増大等に適切に対応していかなければならない。これらの変化に的確に対応しつつ、我が国経済社会が引き続き活力を維持していくために、今後の財政運営は如何にあるべきかという問題について、特例公債依存体質からの脱

却が実現したこの機会に改めて検討しておく必要があると考えられる。

4. 当審議会は、このような問題意識の下に、まず中長期的な財政運営の在り方を検討するとともに、それに沿って、毎年度の予算編成の手掛かりとして、当面5か年程度を目途とした財政運営の努力目標の設定について審議を重ね、以下の報告をとりまとめた。

第1章 これまでの財政改革の足跡と残された問題点等

1. 我が国財政は、第1次石油危機に伴う景気の落ち込みと税収減を契機として、昭和50年度補正予算において特例公債の発行を余儀なくされて以来、連年にわたって特例公債を含む多額の公債発行を続けてきた。

この間、政府はできるだけ早く特例公債に依存しない財政に復帰することを目指して、特例公債依存体質からの脱却に努めてきたが、その道のりは決して平坦なものではなく、その実現を見るのに15年もの歳月を要することとなった。

2. これまでの財政改革の足跡を簡単に回顧すれば、次のとおりである。

まず、昭和50年代初めには、昭和55年度までには特例公債に依存しない状態に復帰することを目標としていた。しかし、実際には、景気対策の要請に応えるために、建設公債の増発を行うことにより一般歳出の伸びは引き続き高い水準とする一方、税収は伸び悩んだため、特例公債を含む公債発行額はむしろ増加を続け、昭和54年度当初予算においては、公債依存度は39.6%に達するに至った。

昭和54年には、特例公債の本格的な償還が始まるまでに、すなわち昭和59年度までに特例公債依存体質から脱却するよう目標を改めた。そのため、昭和55年度予算編成においては、歳出の抑制により特例公債を減額するというように基本方針を転換し、一般行政経費についてゼロ・シーリングという厳しい概算要求基準を設定するなど、歳出の節減合理化に取り組み始めた。昭和

55年度予算は、前年度当初予算より1兆円公債発行額を減額し、財政再建の第一歩を踏み出した。それ以降、臨時行政調査会の答申等をも踏まえ、歳出の抑制に重点を置いた財政改革が推進された。しかしながら、第2次石油危機の発生とそれに続く世界経済の同時不況による我が国経済の成長低下のため、昭和56、57年度の両年度にわたり税収の伸びが急激に鈍化したことにより、この目標をも断念せざるを得なくなった。

そして、昭和58年、新しい中期的な経済運営の指針として「1980年代経済社会の展望と指針」が策定され、その中において「昭和65年度（平成2年度）特例公債依存体質からの脱却と公債依存度の引下げ」という目標が示された。

この目標の下、昭和58年度からはマイナス・シーリングを設定する等厳しい概算要求基準の設定を梃子として、年金・医療保険制度、老人保健制度等の改革、地方財政対策の改革、補助率等の見直し、食糧管理費の合理化、三公社の民営化等種々の制度改革等を行うことにより、歳出の節減・合理化に取り組んできた。

このような努力の積み重ねの結果、一般歳出は昭和58年度から62年度の5年間にわたり、対前年度同額以下に抑制され、さらに、最近の景気の好調等による税収の伸びにも恵まれたことから、ようやく平成2年度予算において、特例公債依存体質からの脱却という目標が達成された。

3. なお、この財政改革の過程において、財政本来の諸機能に支障が生じないよう、各年度の予算編成に当たっては、上述したような制度改革、歳出の節減・合理化等を推進し、高度経済成長下で肥大化した不効率な歳出項目を削減するとともに、社会経済情勢の推移に即応した財政需要に対しては、歳出の量的拡大によらず、重点的・効率的な配分によって財政機能を高めるための努力が行われてきた。

例えば、資源配分機能について見れば、マイナス・シーリングの設定により経費の一律削減の弊害が出ているとの批判も出されているが、マイナス・シーリング設定直

前の昭和57年度と直近の平成2年度との間で主要経費の増減を比較すると、経済協力費は66.5%増、防衛関係費は60.8%増、社会保障関係費は27.8%増となっているのに対し、その他の経費は人件費を除き約18%の減となっており、限られた財源の中で、各種施策について、優先順位の厳しい選択が行われてきている。

所得再分配機能については、上述のとおり社会保障関係費の確保を図りつつ、年金額の特例物価スライドの実施、生活扶助基準の国民の消費動向に対応した改定の実施等を行っており、また、抜本的税制改革においては、所得の低い階層に手厚い減税率とするといった配慮を払う等、所得再分配機能の維持が図られてきている。

景気調整機能については、マイナス・シーリングの下で公共事業関係費は減額となったものの、総事業量は補助率等の見直し、日本電信電話株式会社（以下「NTT」という）の株式売却収入の活用等により必要な規模を確保し、経済情勢に適切な対処がなされてきた。

4. 他方、我が国財政の現状を見ると、平成2年度予算において特例公債依存体質からの脱却が達成されたとはいえ、財政体質は次のように極度に悪化した状況にある。

(1) 第一に、我が国の国債残高は、連年にわたる特例公債を含む大量の国債発行により累増し、平成2年度末において約164兆円に達する見込みである。これに伴い、国債費も膨張を続けており、平成2年度予算において利払費だけで歳出の16.7%を占め、これに定率繰入れ等を加えた国債費全体でみると歳出の21.6%に達している。

国債費は財政本来の役割とは関係がなく、むしろ財政の役割を阻害する場合が多いと考えられるが、これが歳出全体の2割強を占めていることが、我が国の財政構造の硬直性の最大の要因となっている。

これら国債残高等に関する諸指標を他の先進国との比較で見ると次の通りであ

る。

まず、国債に借入金を加えた長期政府債務残高の対名目GNP比は、平成2年度末において我が国は47.5%であるが、これを1988年度末ベースで諸外国と比較すると、我が国は49.9%、アメリカは45.9%、イギリスは38.9%、西ドイツは22.1%、フランスは12.8%であり、我が国は先進国中最高の水準にある。

また、歳出総額に占める利払費の割合（利払費率）も平成2年度において我が国は16.7%であるのに対し、アメリカは14.0%（1991年度）、イギリスは8.5%（1988年度）、西ドイツは11.1%（1990年度）、フランスは11.3%（1990年度）であり、最高の水準にある。

(2) 第二に、特例公債新規発行はゼロになったものの、特例公債残高は、平成2年度末において、約64兆円と見込まれており、これを含む巨額の公債残高が、来たるべき高齢化社会に大きな負担を残す要因となっている。

(3) 第三に、これまで特例公債発行下においては、特例公債の発行額を極力圧縮するため、定率繰入れの停止や財政支出の繰延べ措置等といった臨時特例措置が緊急避難的にとられてきた。

平成2年度予算編成においては、厚生年金の繰入れ特例等の財政支出の繰延べ措置等はとられず、また、昭和63年度及び平成元年度の補正予算において、過去に講じられた繰延べ措置等の処理に努めたものの、依然として巨額の今後処理を要する債務等が存在している。

更に、平成2年度末で26.2兆円と見込まれる国鉄清算事業団の長期債務等が残されており、土地及びJR株式の早期かつ有利な処分に努めてもなお残る債務については、最終的に国において処理することとされている。

なお、建設公債を公債発行対象経費の限度額（以下「公債発行限度額」という）一杯発行することも、特例公債を極力圧縮するためにやむを得ず講じられて

きた緊急避難的措置と位置づけられるが、これも平成2年度予算において基本的に継続している。

- (4) 第四に、現在の財政構造には、税収の減少が生じた場合に対応し得る弾力性は極めて限られており、ひとたび景気の落ち込み等により税収減が生じた場合には、再び特例公債の発行という事態に陥らざるを得ないという脆弱性を有している。

従って、このような財政体質が改善されない限り、特例公債依存体質からの脱却という目標が達成されたことをもって財政が健全体に復したとは到底言えず、財政改革の手綱を緩めるわけにはいかない。今後の財政運営については、新たな視点に立って、引き続き第二段階の財政改革を強力に推進していく必要があると考える。

5. 更に、我が国の財政を巡る状況を展望すると、現在、他の先進諸国に例を見ない急速な人口の高齢化が進みつつあり、これに対応しつつ、経済社会の活力を維持し、より長期的な発展の基盤を築きあげていくことが求められている。また、国際社会が急速に変貌しつつある中において、我が国は国際協調を図りつつ、その高い経済力を活用して、経済、文化、科学技術等多方面にわたり積極的に貢献することが求められている。更に、本格的な高齢化社会が到来する21世紀を見据え、中長期的展望に立って、適度な水準を確保しながら着実に社会資本整備の充実を図っていくことが求められている。

このように、我が国財政に対する内外の要請が増しつつある中で、財政が適切にその本来の機能を果たせるよう、早急にその対応力を回復する必要性はますます高まっている。

第2章 特例公債依存体質脱却後の中長期的財政運営の在り方

I. 本格的な高齢化社会の到来を展望した国民負担率の在り方

1. 21世紀を展望すると、今後、高齢化の進展等に伴い、租税負担率と社会保障負担率を合わせた国民負担率がある程度上昇することとならざるを得ないと見込まれている。

この問題に関して、臨時行政調査会の答申(昭和58年3月14日最終答申)においては、「今後、高齢化社会の進展等により、長期的には租税負担と社会保障負担とを合わせた全体としての国民の負担率(対国民所得比)は、現状(35%程度)よりは上昇することとならざるを得ないが、徹底的な制度改革の推進により、現在のヨーロッパ諸国の水準(50%前後)よりはかなり低位にとどめることが必要である」と指摘されている。

2. 将来の国民負担率の水準については、究極的には国民が必要とする公共サービスの水準と表裏をなすものであり、受益と負担のバランスを眺めつつ、その時々的情勢の下で、国民的な選択が行われるべき事項ではあるが、我が国では、いわゆる「高福祉高負担」という主張について、国民の多数が支持しているとは思われないことに加え、「大きな政府」に伴う過大な負担の下で、国民の活力が減衰してしまうような事態に陥ることを避けるため、臨時行政調査会、臨時行政改革推進審議会の提言に沿って、国民負担率の上昇は極力これを抑制していく必要があると考える。

また、国民負担が上昇せざるを得ない場合であっても、その負担の求め方としては、租税負担よりは受益と負担の関係が明確な社会保障負担を重視すべきであると考えられる。

3. 国民負担率の最近における上昇を見ると、国債大量発行前の昭和47年度から昭和62年度までの15年間に、25.7%から38.5%へ12.8ポイント上昇している。

この上昇は、支出面において、過去15年

間で、社会保障給付費が6.3%から14.9%へ8.6ポイント、国・地方を合わせた公債費が1.3%から6.6%へ5.3ポイント、合わせて13.9ポイントの上昇となっていることが最大の要因であり、社会保障給付費と公債費を除く其他支出はほとんど増加していない。

収入と支出の間には特定の対応関係はないが、以上のことから国民負担の増加分は、すべて過去の国債の大量発行に起因する公債費の増と社会保障給付費の増とに充てられていると概括することもできる。

4. 従って、今後の国民負担率の水準を規定する要因としては、過去の実績に鑑みて、次のようなものに注目する必要がある。すなわち、租税負担率については、これまでの国民負担率の上昇の最大要因である将来の公債費の水準及び国・地方の将来の歳出規模、社会保障負担率については、将来の社会保障給付費の水準である。

II. 今後の公債政策の在り方等

1. 国債残高と公債依存度の在り方等

- (1) 先にも述べたとおり、我が国の国債残高は、平成2年度末において約164兆円に達する見込みであり、依然として累増を続けている。我が国の国債残高対名目GNP比の推移を見ると、特例公債発行が始まった昭和50年度末において、9.8%だったものが、急速に上昇し、昭和61年度末に43.4%とピークに達した後、徐々に改善してきたものの、平成2年度末には39.3%と見込まれており、依然として極めて高い水準にある。

この国債残高対名目GNP比については、どの水準が妥当かについて明確な理論的根拠はないが、先に述べた長期政府債務残高対名目GNP比という指標で先進国と比較すれば、我が国は最も高い水準にあり、これが極めて悪化している財政体質を端的に示していると言うことができる。

- (2) できるだけ将来の世代に大きな負担を残さないため、すなわち高齢化社会到来時における国民負担率の上昇を極力抑制するためには、国債費の比率を低下させることが不可欠であり、国債残高の減額ないし累増の抑制を図る必要がある。

なお、国債残高の減額ないし累増の抑制という考え方に対しては、いわゆる玉不足問題が生ずるのではないかの懸念や、むしろ国債残高の対名目GNP比を現状水準程度に維持していけばよいという考え方がある。

玉不足問題については、国債が金融・資本市場において重要な取引対象としての役割を有していることから提起されている問題であるが、これを理由として国民の借金である国債を発行すべしとする議論は本末転倒である。

この問題に対しては、今後、社債発行市場の活性化等をはじめとして金融・資本市場の一層の整備を図るほか、国債消化方式、償還期限別国債発行計画の見直し等により対応していくべきであろう。

次に、国債残高対名目GNP比を現状水準程度に維持していくという考え方は、現在の異常に高い国債残高水準自体を是認することを意味し、財政構造の硬直性は何ら改善されないこととなる。また、現在の水準を維持していくということは、今後毎年度新規国債発行額を拡大していくことになるが、このような公債政策は、人口の高齢化が進展し、また、これに伴って国民負担率がある程度上昇し、我が国の貯蓄率が低下していくと見込まれることを考慮すれば、将来大量の新規国債発行が市場において円滑に消化される保証はなく適切なものとは言い難い。

- (3) できるだけ速やかに国債費の比率を低下させるためには、国債残高の減額を目指すことが望ましいが、現在の財政事情、金融・資本市場に与える影響等を考慮すれば、まず、国債残高が累増しないことを目指すべきである。

なお、国債残高の累増の抑制の方策としては、新規国債発行額の抑制すなわち

公債依存度の引下げとともに、借換債の発行の抑制すなわち国債の早期償還並びにその二つの組合せが考えられる。

- (4) 我が国の財政法では、非募債主義を採りつつ、その例外として建設公債の原則を定めているが、これは、公債発行の対象とされる公共支出が一定の見合資産を形成し、長期間にわたって便益を及ぼすところから、現世代のみならず後世代にも将来の税負担という形でその費用負担を求めても必ずしも合理性を欠くものではないという世代間の負担の公平の考え方に立脚している。

従って、この意味から建設公債は、特例公債とは基本的な性格の相違があり、今後とも社会資本整備の財源としてある程度活用していくことは差支えないものと考えられる。

しかし、特例公債発行以来現在まで続けられている社会資本整備の財源としてすべて国債という借金を充てる財政運営、すなわち、建設公債を公債発行限度額一杯発行することは、財政法が、歳出は税財源で賄うべきであるという非募債主義の原則を採っていることとの関連で決して正常なものとは言えないばかりか、次のような問題がある。

- ① 社会資本整備の財源をすべて国債で賄う場合には、税財源により行う場合と比べて、一般的には財政支出に対する国民の負担感がより希薄であるため、結果的に歳出全体の規模の拡大につながる危険性がある。このような公債政策は、ひいては「大きな政府」の途につながり易い。これは昭和50年前後の国債の増発による歳出規模の拡大により、結果として一般歳出の対GNP比を上昇させ、「大きな政府」への方向に向かったという財政運営の教訓を持ち出すまでもなく明らかである。
- ② 建設公債を公債発行限度額一杯発行している状況の下では、経済が不況になれば、通常税収の減少も生じる可能性が高

いこと等から、再び特例公債発行という事態に陥るおそれがあり、財政が景気調整機能を発揮しようとしても十分に対応できない。

財政の景気調整機能を高めるためには、投資部門の財源について、通常時においては一定部分を税財源で充当しておき、経済が不況に立ち至った場合には国債を増発し、他方、経済が好況になれば国債の発行を縮減するということが弾力的に可能となるような公債政策を確立する必要がある。

この点に関しては、当審議会は「昭和43年度予算編成について」（昭和42年12月25日）において、公債依存度を極力引き下げていくことが、健全にして弾力性に富む財政にとって不可欠の前提であると指摘し、また、「昭和44年度予算の編成に関する建議」（昭和43年12月25日）において、「建設公債発行限度額に占める公債収入の割合を極力小さくし、税収で賄う割合を大きくすることにより、不況が到来した場合に、公債対象経費に充てられている税収部分をそれ以外の経費に転用しうる余地を大きくしておくことが必要である」と指摘したところである。

これらの考え方にに基づき、公債依存度を5%以下に引き下げることが目標として努力した結果、昭和46年度においては、当初予算の段階で公債依存度を4.6%に引き下げ、建設公債発行額を公債発行対象経費の約3割にとどめることができた。これにより、ニクソン・ショック等のため税収減が生じたが、建設公債の増発により特例公債を発行することなく対応することができた。

- ③ 社会資本整備については、例えば道路か鉄道か、生活関連資本か生産関連資本か、または、いかなる水準とするか、どこに建設するか、もしくは公共支出によるか民間資本によるか等の選択を現世代が行うこととなるが、その場合、その後の経済・社会の急速な変化により当初見込まれた需要に達しないといったリスクや技術革新により陳腐化してしまうと

いったリスク等社会資本固有の性格と関連した問題が発生する。社会資本整備の財源をすべて国債で賄う場合には、公共支出による社会資本整備に係るこうしたリスクをすべて後世代に残すこととなる。従って、世代間の負担の公平の観点からこうしたリスクを後世代に残さないためには、裁量権を行使し、自らも社会資本の便益を受ける現世代が相当程度負担する、換言すれば、税財源による社会資本整備という考え方を導入することが適当と考えられる。

このことは、本格的な高齢化社会到来時において、生産年齢世代に対しては医療費、年金等高齢化世代のための負担の増加が見込まれることを考慮すれば、なおさら避けて通れない問題である。

なお、建設公債の償還については、昭和41年当時において試算された公債の見合資産の平均的な効用発揮期間（耐用年数）がほぼ60年であったことを一つの目処として、いわゆる60年償還ルールがとられており、改めて平成元年度予算についての平均的耐用年数を試算しても、概ね60年となっている。それを踏まえ、償還ルールを引き続き60年とする場合においても、上記のようなリスクの存在を考えると、社会資本整備の財源として税財源を充当していく必要がある。

また、建設公債発行対象経費として、災害復旧事業や維持修繕費が含まれているということも、世代間の負担の公平の観点から問題があることに留意すべきである。

- (5) これらの問題点を踏まえれば、建設公債を公債発行限度額一杯発行する財政運営は、あくまで特例公債発行時の緊急避難的措置としてやむを得なかったものではあるが、財政の資源配分に対する国民のチェックを高めるため、財政の景気調整機能を確保し、また、再び特例公債を発行する事態に陥らないため、更に、公共支出による社会資本の選択のリスクを後世代に負担させないために、特例公債依存体質脱却後においては、早急にこれ

を是正すべきものとする。

平成2年度予算においては、公債依存度は8.4%と依然として高い水準にあるので、新規国債発行額を抑制して、公債依存度の引下げを図る必要がある。

- (6) なお、再び特例公債の発行という事態に立ち至ることを極力避けるためには、そもそも当初予算で見積もった税収と実際に収納される税収との乖離幅をできるだけ小さくする努力が不可欠である。
- ① まず、歳入構造を景気の変動等に大きく左右されることのない安定的なものとする必要がある。消費税の導入を含む税制改革は、このような観点からも望ましいものであったと考えられる。
- ② また、引き続き、有効な資料の収集や見積もり方法の工夫改善などにより、税収見積もりの精度向上に努めるべきである。
- ③ 更に、昭和53年度に、税収の受入期限を翌年度の4月30日から5月31日に延長し、3月期決算法人に係る法人税を中心とする翌年度5月分税収を取り込む措置を講じた。これは、会計処理の観点からは、発生主義の立場をより徹底させた年度所属区分の基準であると考えられるが、税収見積もりの観点からは、この措置が見積もりを非常に難しくしていることは否めない事実である。5月分税収は、平成元年度以降は消費税の収納により税収全体の2割前後に達すると見込まれる状況にある。このため、直ちに旧に復するには、その財源として再び特例公債の発行によらざるを得ないと考えられるので、今後の重要な課題として幅広く検討し、例えば景気により税収が大きく変動する法人税について、その可能性を探っていくことも考えられる。
- 更に、年度内の予見し難い税収の落込み等に適切に対処するために、現在、残高がゼロとなっている決算調整資金を財政事情を勘案しつつ充実させていく必要がある。

2. 特例公債残高等の取扱い

(1) 特例公債残高

平成2年度予算において特例公債依存体質から脱却したとは言うものの、昭和50年度以降発行し続けた特例公債の残高は、平成2年度末でなお約64兆円もの巨額にのぼるものと見込まれている。

特例公債の償還方法については、特例公債の発行当初においては、借換債の発行によらず全額いわゆる現金償還する方針をとっていた。しかしながら、昭和59年度において昭和60年度からの特例公債の本格的償還を間近に控えて、現実的選択として、建設公債と同様のいわゆる60年償還ルールをとることとし、現在、そのルールに従って償還が行われていることは周知のとおりである。

しかし、特例公債は、本来、各年度の税収不足を補てんするために発行され、建設公債と異なり国民共有の社会資本という見返り資産が存在しないものである。世代間の負担の公平の観点からその負担を後世代に転嫁してはならず、できるだけ速やかに償還していかなければならない。特例公債の借換えを認めた昭和59年度以降の特例公債発行のための特例法においても、このような趣旨から、その早期償還に努めるよう規定されているところである。従って、特例公債の償還については、当面、60年償還ルールを直ちに現金償還の本則に戻すことは現実的でないとしても、特例公債の償還年限を60年間と固定的に考えることなく、特例公債の早期償還に努めることとすべきである。

(2) 今後処理を要する債務等

政府は、これまでの財政再建の過程で、特例公債の発行額を極力圧縮するために、厚生年金の国庫負担金の繰入れ等の特例、住宅金融公庫利子補給金の一部繰延べ等のいわゆる財政支出の繰延べ措置等を講じてきたところである。

財政支出の繰延べ措置等は、あくまでも特例公債発行下において特例公債発行額を極力圧縮するために講じられてきた臨時特

例措置が大宗であり、特例公債依存体質から脱却した後においては、このような措置に安易に依存した予算編成を行うべきではないと考える。

また、過去にとられてきた財政支出の繰延べ措置等については、昭和63年度及び平成元年度補正予算においてその処理に努めたものの、依然として巨額の今後処理を要する債務等が存在しているので、法律に基づき計画的に処理することとされているものについては計画的に処理を進める等、その内容・緊要性等に応じてできるだけ速やかに処理していくことを基本とすべきである。

(3) 国鉄清算事業団の長期債務等

国鉄清算事業団は昭和62年度首において国鉄長期債務等25.5兆円を承継したが、土地等の資産処分が予定通り進まず、長期債務等は金利が金利を生む形で累増しており、平成2年度首には27.1兆円にも達する見込みとなっている。

本件については、政府は、平成元年12月19日に長期債務等の具体的処理方針について閣議決定し、清算事業団の資産の大宗をなす土地及びJR株式会社については、それぞれの早期かつ有利な処分の方策及びこれに取り組む政府の方針を明らかにし、平成2年度予算において、債務等の累増傾向を断ち切り、債務元本の償還の第一歩を踏み出したところである。

土地処分収入等の自主財源を充ててもなお相当の債務等が残ると見込まれているが、これについては最終的に国において処理することとされているので、上記の土地処分等の進捗状況をみながら、今後、適切に対応していく必要がある。

(4) 定率繰入れ

定率繰入れを柱とする現行減債制度は、昭和42年度に、①公債政策に関する国民の信頼確保、②財政負担の平準化、③財政の膨張に対する間接的歯止め、④公債の市価維持を目的として創設されたものである。

しかしながら、昭和57年度以降、定率繰入れについては、これを行おうとすれば、

その財源は特例公債に依存せざるを得ない財政状況及び定率繰入れを行わなくとも現行ルールによる償還に支障を生じないと見込まれる国債整理基金の状況を踏まえ、やむを得ず停止されてきた。

平成2年度予算において、特例公債依存体質からの脱却とともに定率繰入れが復活されたところであり、今後とも、国債の円滑な償還を確保するため、定率繰入れは継続していくべきである。

Ⅲ. 今後財政が果たしていくべき役割

1. 今後の財政規模と歳出の在り方

- (1) 今後の財政運営については、国民負担率の上昇を極力抑制することを基本として、我が国人口の高齢化の進展や国際社会における我が国の責任の増大等を踏まえ、必要な財政需要には的確に対応しつつ、財政が効率的にその本来の機能を発揮できるようにすることが重要な課題である。

現行の制度・施策を前提とすれば、国の歳出の規模は拡大していくものと見込まれ、また、歳出は下方硬直性を有し、どうしても拡張的になりやすい傾向があるので、時代の要請に応じて効率性の高い歳出構造としていく努力が引き続き必要であり、そのためには、今後とも概算要求基準の設定により概算要求段階から制度改革、歳出の節減・合理化を進めるべきである。

- (2) 中長期的な歳出規模については、臨時行政調査会の答申等において、国の歳出規模の伸び率を名目成長率以下とするとの原則が指摘されているが、直近の臨時行政改革推進審議会の「国と地方の関係等に関する答申」（平成元年12月20日）においては、「中長期的にみて、財政の健全性を確保し、国民負担率の増大を抑制するため、国と同様、地方財政についても、適度の経済成長率が維持されていることを前提に、地方財政計画の歳出規模の伸び率は名目成長率以下とすること

を原則とする」と提言されている。今後の財政運営に当たっては、これら提言の趣旨に沿って国・地方を通ずる行財政改革を引き続き推し進めていく必要があり、安易な政府への依存を排し、政府と民間、国と地方の役割の在り方等について原点に立ち返って不断の見直しを行うことにより、国及び地方の歳出規模の伸びについて極力抑制を図っていくべきである。

- (3) 本格的な高齢化社会の到来を展望して、「大きな政府」を回避しつつ、財政に求められる資源配分機能を十分に発揮し、経済社会の活力を維持しながら国民生活の向上と安定を図るためには、国債費の重圧を受けている現在の財政構造を改善していくことが不可欠である。

財政の現状は、国債費の重圧が他の政策的経費を圧迫しているが、当面国債費の比率を低下させ、政策的経費の割合を増やす方向で財政運営を行うことにより、今後我が国の財政が時代の要請に適切に応えていくことが可能となると考えられる。

今後の財政運営においては、財政の対応力の回復を図りつつ、効率的な資源配分を行うことが求められているが、その場合、歳出の各分野において、今後果たしていくべき基本的方向を展望すると次のとおりである。

① 社会保障

社会保障については、本格的な高齢化社会の到来を控え、自立自助の精神を基本としつつ、国民の基本的ニーズについては、社会連帯の考え方に立ち、公的施策をもって対応し、国民福祉の基盤の充実を図ることが必要である。その際、活力ある福祉社会を作り上げるために、受益者とともに負担者の立場をも十分勘案しつつ検討を行うことが必要である。

医療については、引き続き医療費適正化対策を充実・強化するほか、医療供給体制の見直しを図るとともに、医療保険制度における給付と負担の公平化、合理化を推進することにより、医療費に対する国民の負

担が過大なものとならないように努めるべきである。

年金については、これまでの制度改革を踏まえ、65歳程度までの継続雇用を中心とする高齢者の雇用、就業の場の確保とあいまって、公平かつ安定した公的年金制度を構築していくべきである。

なお、年金、医療保障については、今後とも受益と負担の対応関係が明確な社会保障方式を基本とすべきである。

社会福祉については、「高齢者保健福祉推進十か年戦略」に沿い、高齢者のねたきり状態を防止するための施策、在宅福祉対策等の着実な推進を図るなど、施策の合理化・効率化努力を重ねつつ国民のニーズに沿ったきめ細かな施策の展開に努めるべきである。

② 文教・科学振興

今後の文教施策については、国際化・情報化等の経済社会の変化に適切に対応し、21世紀に向けて創造的で活力ある社会を築いていくため、多様化した個性重視の教育の推進を図り、生涯学習体制の整備、学術・文化・スポーツの振興等に努めることが必要である。

その際、財政面においては、我が国の公財政支出文教関係費の対国民所得比が欧米諸国と同程度の水準にあること等を考慮すると、行財政改革の基本方針を踏まえ、国と地方の費用負担、受益者負担等の在り方を勘案しつつ、既存施策の合理化・効率化とともに資金の重点配分を図ることにより対処すべきである。

科学技術については、基礎的・先導的研究の強化、人間及び社会との調和ある発展、国際的貢献等の基本方針に基づく科学技術立国への展望を踏まえ、経済社会情勢の変化に対応しつつ、産・学・官の連携及び国際協力の下に、所要の施策を重点的・効率的に推進することが必要である。

③ 防衛

我が国の中期的な防衛力の整備については、現在、「防衛計画の大綱」の基本的枠組みの下、これに定める防衛力の水準の達

成を図ることを目標とした「中期防衛力整備計画」（昭和61年度～平成2年度）が定められており、平成2年度予算においてその水準はほぼ達成されたところである。

「中期防衛力整備計画」終了後の平成3年度以降の防衛関係経費の在り方については、同計画終了までに決定を行うこととされているが、憲法及び専守防衛等の基本的防衛政策の下で、国際情勢、経済財政事情等を勘案しつつ決定することが必要である。その際、節度ある防衛力の整備を行うという精神は、引き続きこれを尊重すべきである。

今後の毎年度の予算編成に当たっては、上記決定に沿って、その時々を経済財政事情等を勘案し、国の他の諸施策との調和を図りつつ編成していくことが必要である。

④ 公共事業

我が国の公共投資の水準が一貫して欧米主要国に比してはるかに高い水準を維持していることから、我が国の社会資本の整備水準についてはかなりの改善がみられるところであるが、なお欧米主要国と比較してストックにおいて必ずしも十分ではない分野もあることから、本格的な高齢化社会が到来する21世紀を見据え、中長期的展望に立って適度な水準を確保しながら着実に社会資本整備の充実を図っていくことが適当である。

公共事業の事業別配分に当たっては、経済・社会の動向、社会的ニーズ、社会資本の整備状況等を踏まえ、その優先度に十分留意しながら、重点的・効率的な配分に留意していくべきである。

また、財源面については、建設公債といえども将来租税によって償還されるものであることを考慮すると、後世代に過重な負担をかけることのないよう、安易に国債に依存せず、できるだけ租税により賄っていくべきであり、併せて民間活力の導入を促進すべきである。

なお、NTT株式の売払収入の活用による社会資本の整備事業（以下「NTT事業」という）については、原資事情が極めて厳しい状況にあるが、本制度が目指した地域

の発展・開発等の目的が図られるよう留意していくこととし、その財源問題を含め適切に検討していくべきである。

⑤ 政府開発援助

政府開発援助については、開発途上国の経済社会開発や民生の向上に対する支援を通じ、国際社会における我が国の責務を果たしていくとの観点から、その着実な推進に努めていく必要がある。

このため、今後とも、第4次中期目標(1988年～1992年)を踏まえつつ、開発途上国の自助努力を支援するという基本理念の下に、開発途上国のニーズに合致した効果的・効率的な援助を推進する必要がある。

その際、必要な人材の育成を図るとともに、援助案件の的確な審査、適切な評価等により、効率的な実施に努めるべきである。

⑥ 中小企業対策

我が国経済において、中小企業は極めて大きな比重を占めているとともに、新分野進出等により新たな経済発展の契機を創出するなど、我が国経済社会の発展及び地域経済の活性化の基盤となっている。

近年、国際化、技術革新の急速な進展等、内外の経済環境は大きく変化しており、こうした環境変化に我が国全体として適応していくことが迫られているが、このような中であって、中小企業者においても新分野への進出など構造転換への積極的な取組みがみられるところである。

今後の中小企業施策の展開に当たっては、このような中小企業者の創意工夫を生かし、自主的な努力を促すことに主眼を置いて、経営基盤の強化及び構造転換の支援等の施策の効果的・効率的な推進に努める必要がある。

⑦ エネルギー対策

我が国は、国際的に見て、エネルギーの輸入依存度が高く、特にエネルギー供給の大宗を占める石油について、そのほぼ全部を輸入に頼り、かつその大半を中東に依存するという脆弱なエネルギー供給構造を有している。また、石油開発、石油備蓄の推

進、石油代替エネルギーの開発・導入等は長いリードタイムを要するものである。

従って、エネルギー対策については、安全性確保、環境保全に留意しつつ、中長期的な観点に立って着実に進めていくことが必要である。

なお、その際、石油政策については、石油産業の構造改善を加速的に進めるとの観点から、セキュリティを確保する上で不可欠なものを除き、生産・販売に関する規制の緩和を思い切って推進するとともに、備蓄その他のエネルギー政策については、官民の役割分担を踏まえ、国の助成を必要最小限の範囲に限定し、資金の重点的・効率的配分に努めていく必要がある。

⑧ 農業

消費者の納得が得られる価格で安定的に食糧を供給できるよう、生産性が高く産業として自立できる農業の確立が急がれている。このため、各農家の創意工夫が活かされるよう、価格政策の見直し等競争原理の導入、規制の緩和を一層推進するとともに、経営感覚に優れ地域において中核的役割を果たしうる農家等に焦点を合わせて各般の施策を思い切って集中・充実させる必要がある。

また、生活基盤を着実に整備する等農村地域の活性化にも配慮する必要がある。

食糧管理についても、生産者及び流通業者の自主性が発揮され、需要に対応した生産・流通が行われるよう、需給動向や市場評価が価格に的確に反映される仕組みとしていくことが必要である。なお、転作奨励金については、水田農業確立対策期間終了時においてその依存からの脱却を図るべきである。

⑨ 地方財政

国と地方は車の両輪として、ともに行財政改革を積極的に推進することが必要であり、中長期的にみて、財政の健全性を確保し、国民負担率の上昇を抑制するため、臨時行政改革推進審議会の答申に沿って、国と同様、地方財政についても、歳出規模の伸びを極力抑制していくべきである。

また、幅広い見地から、国と地方の機能分担の在り方を見直すとともに、これにあわせ費用負担について検討を進める。また、地方の財政状況の推移等に応じて、地方交付税法第6条の3第2項の規定により国・地方間の財源調整を行う必要がある。

更に、地方公共団体間の財政力格差を改善するため、財政調整の強化を推進すべきである。

2. 財政による景気調整の在り方等

(1) 先にも述べたように、現在の財政体質には景気調整機能を発揮する余地が極めて限られていることから、当面の財政運営に当たっては、財政の景気調整機能を十分発揮できるような財政体質をできるだけ早く作り上げることが緊急の課題である。

そのため、投資部門支出について、通常は税財源を充てる部分を設けておき、景気調整機能の発動として建設公債の発行が可能となるような財政構造とすべきである。

なお、景気調整の観点から機動的な財政運営を行う場合においても、経常部門経費については本来的に景気調整政策の対象とすることは適当ではない。また、投資部門経費についても、歳出全体のバランスにも配慮しつつ、資源配分及び所得再分配機能を損なうことのないように留意しなければならない。

もとより、投資部門経費の各年度における規模については、その時々々の経済情勢、財政事情等に即応して機動的・弾力的に対応すべきであることは言うまでもない。

(2) 歳入は見積もりであり、経済の変動に伴い見積もりと実績の間に差が生じるとい性格を有していることから、いわゆる自然増収や歳入欠陥が生ずる。そこで、いわゆる自然増収が生じた場合には、景気調整資金（仮称）に繰り入れ、将来における不況時の景気対策又は歳入欠陥の補填に充てるという制度を創設してはど

うかという意見がある。

この構想については、財政の景気調整機能を充実させることが可能であり、また、資金に一定の残高が積み上がれば、歳入欠陥が生じても再び特例公債の発行という事態に至ることなく対応できるという観点から、制度論として一つの考え方はあるが、現実の予算編成の過程においては、全体としての歳出規模は下方硬直性を有しており、どうしても拡張的になりやすい傾向があり、また、一方で巨額の利払費を支払いつつ他方で資金を保有しておく余裕は現在全くないことから、直ちにこれを実現させることは現実的でないと考えられる。

(3) 我が国の国際化の進展に伴い、財政運営は対外関係を無視しては行い得ず、むしろ、対外関係を重点を置くべきであるという意見がある。

その一環として、対外不均衡を是正する政策手段として、財政が社会資本整備の財源として積極的に国債を発行すべきである、との議論がある。これは、経常収支の黒字は国内の貯蓄超過の額に等しいといういわゆるISバランス論に立脚して、政府が国債を増発すれば、国内の貯蓄超過が軽減され、経常収支の黒字も減少するとの主張である。

しかしながら、このような主張が成立するか否かは、種々の条件に依存するものであって、我が国においては、政府が財政赤字を拡大することによって、必ず国内貯蓄超過が縮小し、経常収支黒字が減少するという議論は、理論的にも現実的にも妥当しない。

また、過去において、例えば「機関車論」等に基づき対外不均衡の是正のために財政政策を活用する試みが行われたことはあるが、いずれもその政策効果は極めて限られたものであった一方で、国内経済には物価上昇圧力等の影響が生じ、また、財政体質を悪化させる原因となったという経験がある。

対外不均衡の是正は経済の構造調整を基本として進めるべきであるが、仮に対

外不均衡との関係で財政政策が論じられる場合においても、健全財政の原則に則した国際協調が図られなければならない。

第3章 今後の中期的財政運営に当たったの目標

1. 財政は、今後高齢化、国際化の進展等に伴う財政需要に適切に対応しつつ、効率的な資源配分を行う必要がある。

一方で、巨額の国債残高等将来への負担を内包した現在の財政体質を前提とすれば、財政運営の基本的方向は、極力高齢化社会へ大きな負担を残さないようにすること、すなわち、本格的高齢化社会の到来時における国民負担率の水準の上昇を極力抑制することであり、そのためには、当面、国債残高の累増を抑制することが必要である。また、特例公債の再発行という事態は二度と生じさせてはならず、そのため弾力的な財政構造を確立すべきである。

2. 上記の基本的方向を踏まえ、当面5か年程度を目途とした中期的財政運営としては、次のように進めることとすべきである。

(1) 将来の国債費の比率を低下させるため、国債残高の累増の抑制を図ることが必要である。そのための方策としては、財政の景気調整機能を高め、あわせて景気・税収変動が生じて、特例公債を発行することなく対応できるような弾力性を財政体質に組み込むことが緊急の課題であることから、建設公債の公債発行限度額一杯の発行といった特例公債発行下の緊急避難的な措置は本来の健全財政原則に戻し、新規国債発行額の抑制により、早急に公債依存度を引き下げるべきである。

公債依存度の具体的水準としては、国債残高を増加させないためには、各年度の新規国債発行額が、各年度の国債のネット償還額を下回る必要があるが、現在の国債残高の水準を前提とすれば、それを公債依存度で表すと5%を下回ること、かつて公債依存度を5%以下に引き下げることを目標としたことがあること

等を勘案して、5%を下回る水準が一つの目安となろう。

なお、公債依存度は、経済社会情勢の動向と密接に関連しており、毎年度均等に引き下げを行い得るといった性格のものではないので、各年度の予算編成においては、その時々々の景気情勢や財政事情等に応じ、可能な限り公債依存度を引き下げるよう最大限の努力を払うべきである。

(2) 国債残高の累増抑制のためのもう一つの方策である特例公債の早期償還については、先に述べた特例公債発行のための特例法の趣旨からも、各年度の予算編成において、できるだけ努力する必要がある。

このため、決算剰余金について全額国債整理基金繰入れを行う等当初予算において見込み得なかった財源が生じた場合には、特例公債の償還財源として活用を図ることとすべきである。更に、国民共有の貴重な資産であるNTT株式の売却収入については、国債の償還に充てることが制度的に確立しているところであるが、今後、売却収入が生じた場合には、その本来の趣旨に則し、その時々々の経済情勢、財政事情、国債整理基金の資金繰り状況、NTT事業の財源問題等を総合的に勘案しつつ、特例公債の償還財源に充てるよう努めるべきである。

(3) 国及び地方の租税負担並びに社会保障負担の上昇を抑制するため、歳出の在り方を常に見直し、制度改革の推進と相まってその規模の伸びを極力抑制することとすべきである。

特例公債依存体質からの脱却が、安易な財政支出依存へ回帰する契機とならないよう、十分留意する必要がある。

3. 以上を踏まえて、中期的財政運営の新しい努力目標としては、まず公債依存度の引下げを図り、あわせて特例公債の早期償還に努めることにより、国債残高が累増しないような財政体質を作り上げることを目指

すべきである。

おわりに

当審議会は、平成元年4月5日に中期財政運営問題小委員会を設置し、特例公債依存体質脱却後の中期的な財政運営の在り方について検討を進め、小委員会において合計14回の審議を経て、報告のとりまとめを行い、これを総会に諮り、決定した。

政府におかれては、この報告に述べられている中期的財政運営に係る新努力目標を財政改革の第二段階と位置づけて、その実現に積極的かつ勇断をもって取り組まれるよう要望

する。

なお、言うまでもないことではあるが、特例公債依存体質からの脱却は、財政改革努力とともに、最近における景気・税収の好調等にも恵まれたことにより達成されたものであることを十分認識し、景気・税収の好調が今後とも続くことを期待して財政運営が安易に流れることを慎み、一刻も早く本報告が示しているような財政体質を作り上げるよう努力すべきであると考えます。

(出所) 財政制度審議会「平成2年度特例公債依存体質脱却後の中期的財政運営の在り方についての報告 平成2年3月1日」

〔財政の機能〕

効率的な資源配分

- ・ 財政の対応力の回復
 今後高齢化、国際化の進展、着実な社会資本整備等に伴う財政需要に適切に対応しつつ、歳出各分野について制度の見直し、歳出の効率化・合理化を図り適切な資源配分を行う。
- ・ 国債費の比率を低下させ、政策的経費の割合を増やす。

公正な所得配分

- ・ 税制構造、社会保障制度における所得再分配機能の維持。
- ・ 国民による公債の保有状況によっては、所得分配に悪影響を生じかねないため、国債残高抑制が必要。

財政の景気調整機能の発揮

- ・ 建設公債の弾力的発行を可能とする財政構造
 景気調整機能の実効性をあげるため、なによりも好況時に公債発行額をできるだけ圧縮し不況時における公債発行増額の余地を残しておく必要。
- ・ 従来に比し公共投資の乗数効果は低下。

〔現在の財政構造〕

財政の硬直化

- ・ 利払費（17.0%）の重圧
 ……先進国中最高水準
- ・ 国債費（22.8%）は、過去最高。
 ……他の政策的経費を圧迫

景気・税収の落ち込みにより
 特例公債再発行へ陥る脆弱性

- ・ これまで、基本的に建設公債は公債発行対象経費の限度額近く発行されてきた。

将来への負担を内包

- ・ 巨額の国債残高（168兆円）
 ……先進国中最高水準
- ・ 国鉄長期債務（25.8兆円）など今後処理を要する措置

〔中期的な財政運営の在り方〕

急速に進展する高齢化社会への対応、国際社会における我が国の責任の増大等背景として、財政本来の機能を発揮する必要がある。

- ・ 国民負担率を極力抑制し、将来へ大きな負担を残さない。

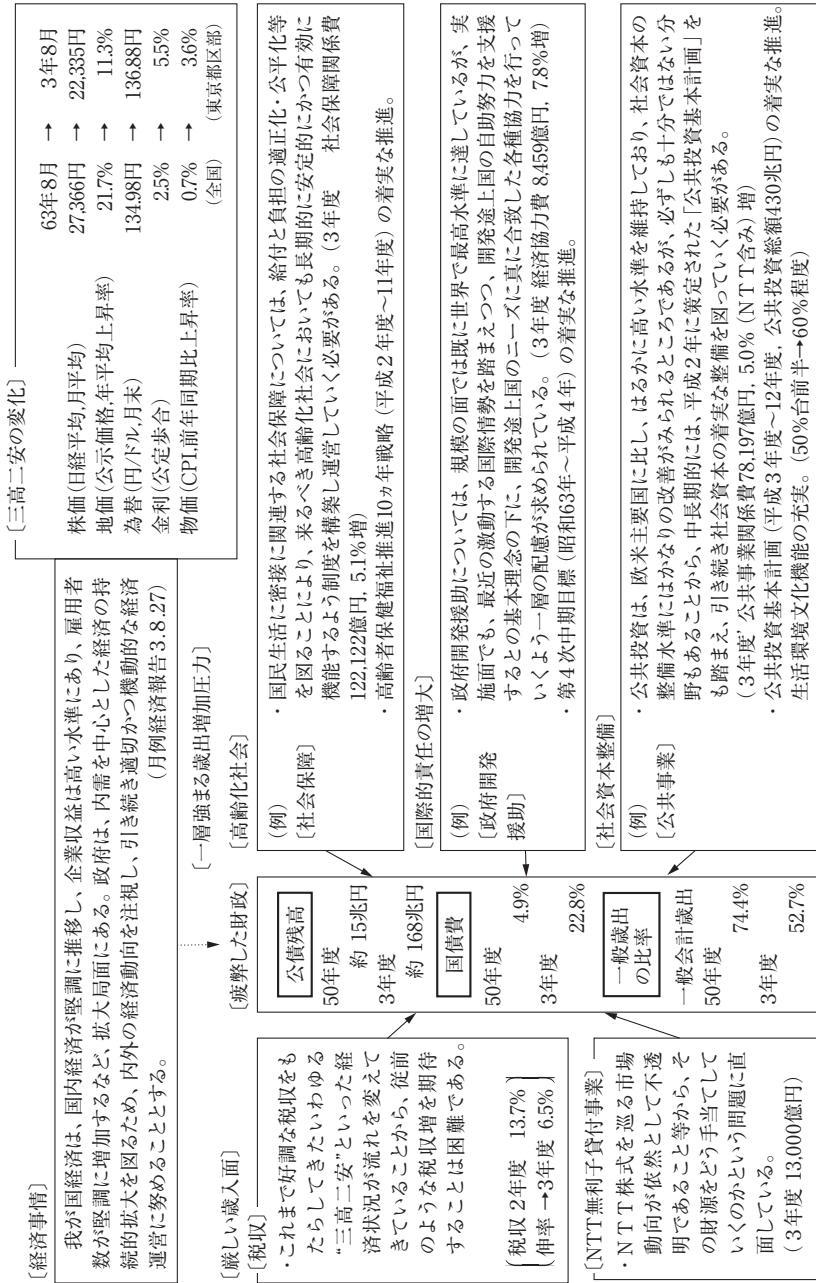
↓
 〔国債残高の累増を抑制
 特例公債の再発行を回避〕

〔当面5ヵ年程度を目途とした中期的財政運営の指針（新中期目標）〕

国債残高累増体質からの脱却

- ① 公債依存度の引下げ
 （平成3年度7.6%）
 ・ 5%を下回る水準を目標
- ② 特例公債の早期償還
 （平成3年度末残高約62兆円）
 ・ 決算剰余金の活用等
- ③ 歳出の伸びを極力抑制
 ・ 歳出の在り方を常に見直し、制度改革の推進

（出所）財政制度審議会総会（第2回）平成3年9月19日配付資料（7）「我が国財政の現状と展望」1.（財政制度審議会「平成3年度財政制度審議会資料集 総会編」39ページ）。



(出所) 財政制度審議会総会(第2回)平成3年9月19日配付資料(7)「我が国財政の現状と展望」14.(財政制度審議会「平成3年度財政制度審議会資料集 総会編」52ページ)。

報告指図書事項	措置状況															
<p>① 社会保障 社会保障については、本格的な高齢化社会の到来を控え、自立自助の精神を基本としつつ、国民の基本的ニーズについては、社会連帯の考え方に立ち、公的施策をもって対応し、国民福祉の基盤の充実を図ることが必要である。その際、活力ある福祉社会を作り上げるために、受益者とともに負担者の立場をも十分勘案しつつ検討を行うことが必要である。</p> <p>医療については、引き継ぎ医療費適正化対策を充実・強化するほか、医療供給体制の見直しを図るとともに、医療保険制度における給付と負担の公平化、合理化を推進することにより、医療費に対する国民の負担が過大なものとならないように努めるべきである。</p> <p>年金については、これまでの制度改革を踏まえ、65歳程度までの継続雇用を中心とする高齢者の雇用、就業の場の確保とあいまって、公平かつ安定した公的年金制度を構築していくべきである。</p> <p>なお、年金、医療保障については、「高齢者保健福祉推進十か年戦略」が明確な社会保障方式を基本とすべきである。</p> <p>社会福祉については、「高齢者保健福祉推進十か年戦略」に沿い、高齢者のわたたきり状態を防止するための施策、在宅福祉対策等の着実な推進を図るなど、施策の合理化・効率化努力を重ねつつ国民のニーズに沿ったきめ細かな施策の展開に努めるべきである。</p>	<p>① 各年度の予算において、以下の医療費適正化対策を充実・強化してきている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導監督、レセプトの点検及び審査、医療費通知等従来ベースの対策の充実・強化。 ・長期入院の適正化等老人医療費の適正化。 ・国保連合会等における審査体制の強化。 ・支払基金における重点審査の拡充。 <p>② 医療法に基づき都道府県の地域医療計画により、病床規制を実施しているほか、同法の改正法案（平成 2 年 5 月 25 日国会提出）においては、医療機関の機能に応じた医療供給体制の効率化を行うこととしている。（今国会で審議中。）</p> <p>③ 平成 3 年 10 月の老人保健法改正により、老人医療の一部負担金の引上げを実施済</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>改正前</td> <td>4 年 1 月 1 日</td> <td>5・6 年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>～ 4 年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外来</td> <td>800円/月</td> <td>900円/月</td> </tr> <tr> <td>入院</td> <td>400円/日</td> <td>600円/日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>700円/日</td> </tr> </table> <p>（注 1）ただし、低所得者の入院については、1 日 300 円（2 ヶ月程度）を現行通り据置き。</p> <p>（注 2）一部負担金の額については、7 年度から消費者物価の変動率に応じて改定する。</p> <p>④ 「高齢者保健福祉推進十か年戦略」については、各年度の予算においてその着実な推進を図ってきている。</p>	改正前	4 年 1 月 1 日	5・6 年度		～ 4 年度		外来	800円/月	900円/月	入院	400円/日	600円/日			700円/日
改正前	4 年 1 月 1 日	5・6 年度														
	～ 4 年度															
外来	800円/月	900円/月														
入院	400円/日	600円/日														
		700円/日														

報告指摘事項	措置状況
<p>② 文教・科学振興 今後の文教施策については、国際化・情報化等の経済社会の変化に適切に対応し、21世紀に向けて創造的で活力ある社会を築いていくため、多様化した個性重視の教育の推進を図り、生涯学習体制の整備、学術・文化・スポーツの振興等に努めることが必要である。</p> <p>その際、財政面においては、我が国の公財政支出文教関係費の対国民所得比が欧米諸国と同程度の水準にあること等を考慮すると、行財政改革の基本方針を踏まえ、国と地方の費用負担、受益者負担等の在り方を勘案しつつ、既存施策の合理化・効率化とともに資金の重点配分を図ることにより対応すべきである。</p> <p>科学技術については、基礎的・先導的研究の強化、人間及び社会との調和ある発展、国際的貢献等の基本方針に基づく科学技術立国への展望を踏まえ、経済社会情勢の変化に対応しつつ、産・学・官の連携及び国際協力の下に、所要の施策を重点的・効率的に推進することが必要である。</p>	<p>我が国の公財政支出学校教育費の対国民所得比率は、全体として欧米諸国と同程度の水準にあるが、これを大学等の高等教育と高校以下の初等中等教育に分けてみると、初等中等教育にウエイトのかかった配分となっていること等を踏まえ、4年度予算編成においては、教育行政に係る国と地方の役割分担の見直しを含む初等中等教育と高等教育との間での財源配分の見直しを進めるなど、各種施策の効率化、重点化に努める中で、高等教育・学術研究の充実等真に緊要な文教施策の推進を図っているところである。</p> <p>① 義務教育費国庫負担金のうち共済費追加費用等について4年度以降3年間で段階的に一般財源化を図る一方、</p> <p>②(1) 国立学校・大学院を中心とする高等教育・学術研究の改善・充実（教育研究環境特別重点整備事業及び高度化推進特別経費の創設、科学研究費補助金の大幅増額等）、</p> <p>(2) 公立学校施設整備事業量の確保、</p> <p>(3) 生涯学習の推進、</p> <p>(4) 芸術・文化・スポーツの振興、</p> <p>(5) 留学生交流の推進</p> <p>等政策的に重要な施策については重点的に予算額の確保を図ったところである。</p> <p>・ 創造科学技術推進事業、ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラム等基礎的・創造的研究に重点的な資金配分を行う一方、既定プロジェクトについて緊要度に応じて進捗調整を行う等効果的な科学技術施策の推進に配意。</p>

報告指摘事項	措置状況
<p>③ 防衛 我が国の中期的な防衛力の整備については、現在、「防衛計画の大綱」の基本的枠組みの下、これに定める防衛力の水準の達成を図ることを目標とした「中期防衛力整備計画」（昭和61年度～平成2年度）が定められており、平成2年度予算においてその水準はほぼ達成されたところである。</p> <p>「中期防衛力整備計画」終了後の平成3年度以降の防衛関係経費の在り方については、同計画終了までに決定を行うこととされているが、憲法及び専守防衛等の基本的防衛政策の下で、国際情勢、経済財政事情等を勘案しつつ決定することが必要である。その際、節度ある防衛力の整備を行うという精神は、引き続きこれを尊重すべきである。</p> <p>今後の毎年度の予算編成に当たっては、上記決定に沿って、その時々の経済財政事情等を勘案し、国の他の諸施策との調和を図りつつ編成していくことが必要である。</p>	<p>平成3年度以降の防衛関係費の在り方については、先ず平成2年12月19日に、「防衛計画の大綱」に示された国際情勢の変化についての認識を明確にするとともに、国際情勢の変化と「大綱」の基本的考え方との関係を明らかにした「平成3年度以降の防衛計画の基本的考え方について」が決定され、これに基づき、翌20日に、「中期防衛力整備計画（平成3年度～7年度）」が決定された。</p> <p>今回の「中期防衛」においては、先の中期防の実施により「大綱」に定める防衛力の水準が概ね達成される状況及び最近における国際情勢の変化等を踏まえ、「大綱」の基本的考え方の下、これに定める防衛力の水準の維持に留意して、効率的で節度ある防衛力の整備に努めることとしている。</p> <p>各年度の予算編成においては、「中期防」の下、その時々の国際情勢、経済財政事情等を勘案し、国の他の諸施策との調和を図り、決定しているところであり、平成4年度の防衛関係費についても、そうした考え方の下、極力その抑制を図ったところである。</p> <p>なお、「中期防」においては、三年後には、その時点における国際情勢等を勘案し、必要に応じ、計画の修正を行うこととされている。国際情勢は、「中期防」策定後、ソ連邦の解体等大きく変化しつつあり、このような情勢の変化等を見極めつつ、「中期防」の修正について、前広に、所要の検討に着手したところである。</p>

報告指摘事項	措置状況																														
<p>④ 公共事業 我が国の公共投資の水準が一貫して欧米主要国に比してはるかに高い水準を維持していることから、我が国の社会資本の整備水準についてはかなりの改善がみられるところであるが、なお欧米主要国と比較してストックにおいて必ずしも十分ではない分野もあることから、本格的な高齢化社会が到来する21世紀を見据え、中長期的展望に立って適度な水準を確保しながら着実に社会資本整備の充実を図っていくことが適当である。</p> <p>公共事業の事業別配分に当たっては、経済・社会の動向、社会的ニーズ、社会資本の整備状況等を踏まえ、その優先度に十分留意しながら、重点的・効果的な配分に留意していくべきである。</p> <p>また、財源面については、建設公債といえども将来租税によって償還されるものであることを考慮すると、後世代に過重な負担をかけることのないよう、安易に国債に依存せず、できるだけ租税により賄っていくべきであり、併せて民間活力の導入を促進すべきである。</p> <p>なお、NTT株式の売払収入の活用による社会資本の整備事業（以下「NTT事業」という）については、原資事情が極めて厳しい状況にあるが、本制度が目指した地域の発展・開拓等の目的が図られるよう留意していくこととし、その財源問題を含め適切に検討していくべきである。</p>	<p>・平成4年度の公共事業関係費については「公共投資基本計画」に沿って着実に社会資本整備を進めていく必要があることから、厳しい財政事情のもとではあるが、一般歳出ベースで5.3%の伸びを確保し、その拡充を図っているところである。</p> <p>(参考) 公共事業関係費(一般歳出) <単位: 億円、% ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>増減(注)</th> <th>伸率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>65,897</td> <td>69,409</td> <td>3,513</td> <td>5.3</td> </tr> <tr> <td>(78,197)</td> <td>(81,709)</td> <td>(3,513)</td> <td>(4.5)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 生活関連重点化枠 1,750億円を含む。 () 書はNTT及びHNTTを含む場合。</p> <p>・また、公共事業関係費の配分に当たっては、生活関連重点化枠(1,750億円)等を通じて国民生活の質の向上に結びつく分野にできる限り配慮している。</p> <p>この結果、環境衛生・住宅・下水道・公園等の事業については、対前年度伸率で全体の一般公共事業費を上回る伸率を確保している。</p> <p>(参考) 主な事業の対前年度伸率(一般歳出ベース)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>・環境衛生</td> <td>6.6%</td> <td>(6.9%)</td> </tr> <tr> <td>・住宅</td> <td>5.5%</td> <td>(5.1%)</td> </tr> <tr> <td>・下水道</td> <td>6.2%</td> <td>(5.0%)</td> </tr> <tr> <td>・公園等</td> <td>7.5%</td> <td>(6.9%)</td> </tr> <tr> <td>・農村整備</td> <td>15.0%</td> <td>(12.2%)</td> </tr> <tr> <td>一般公共事業</td> <td>5.4%</td> <td>(4.7%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) () 書はNTT・B及びHNTT・Bを含む場合。</p>	3年度	4年度	増減(注)	伸率	65,897	69,409	3,513	5.3	(78,197)	(81,709)	(3,513)	(4.5)	・環境衛生	6.6%	(6.9%)	・住宅	5.5%	(5.1%)	・下水道	6.2%	(5.0%)	・公園等	7.5%	(6.9%)	・農村整備	15.0%	(12.2%)	一般公共事業	5.4%	(4.7%)
3年度	4年度	増減(注)	伸率																												
65,897	69,409	3,513	5.3																												
(78,197)	(81,709)	(3,513)	(4.5)																												
・環境衛生	6.6%	(6.9%)																													
・住宅	5.5%	(5.1%)																													
・下水道	6.2%	(5.0%)																													
・公園等	7.5%	(6.9%)																													
・農村整備	15.0%	(12.2%)																													
一般公共事業	5.4%	(4.7%)																													

報告指図書事項	措置状況
<p>⑤ 政府開発援助 政府開発援助については、開発途上国の経済社会開発や民生の向上に対する支援を通じ、国際社会における我が国の責務を果たしていくとの観点から、その着実な推進に努めていく必要がある。</p> <p>このため、今後とも、第4次中期目標（1988年～1992年）を踏まえつつ、開発途上国の自助努力を支援するという基本理念の下に、開発途上国のニーズに合致した効果的・効率的な援助を推進する必要がある。</p> <p>その際、必要な人材の育成を図るとともに、援助案件の適格な審査、適切な評価等により、効率的な実施に努めるべきである。</p>	<p>・ 厳しい財政事情、第4次中期目標、他の経費とのバランス等を総合勘案し、政府開発援助予算について7.8%増を確保。</p> <p>（ 3年度 8,831億円 → 4年度 9,522億円 7.8%増 ）</p> <p>（ 一般会計ODA予算 8.0%増 ）</p> <p>・ 効果的・効率的な援助の促進。</p> <p>○ 人材の育成・援助実施体制の強化</p> <p>（ 援助人材育成振興費 8億円増 ）</p> <p>（ 外務省の経済協力担当 23名増 ）</p> <p>（ 国際協力事業団（JICA）の定員 34名増 ）</p> <p>○ 審査・調査のための予算の拡充と体制の整備</p> <p>（ 外部専門技術嘱託者（OECF） 2名増 ）</p> <p>（ プロジェクト形成調査（JICA） 4件増 ）</p> <p>○ 評価のための予算の拡充と体制の整備</p> <p>（ 被援助国関係者の評価への参加 3カ国増 ）</p> <p>（ 詳細評価調査ミッション 2名増 ）</p>

報告指摘事項	措置状況
<p>⑥ 中小企業対策 我が国経済において、中小企業は極めて大きな比重を占めているとともに、新分野進出等により新たな経済発展の契機を創出するなど、我が国経済社会の発展及び地域経済の活性化の基盤となっている。</p> <p>近年、国際化、技術革新の急速な進展等、内外の経済環境は大きく変化しており、こうした環境変化に我が国全体として適応していくことが迫られているが、このような中において、中小企業者においても新分野への進出など構造転換への積極的な取り組みがみられるところである。</p> <p>今後の中小企業施策の展開に当たっては、このような中小企業者の創意工夫を生かし、自主的な努力を促すことに主眼を置いて、経営基盤の強化及び構造転換の支援等の施策の効果的・効率的な推進に努める必要がある。</p>	<p>・ 中小企業対策費については、経費の効率化・重点化を図りつつ、国際化・技術革新の進展等の内外の環境変化に対応するための政策ニーズに重点を置いて予算編成を行っているところ。</p> <p>具体的には、</p> <p>① 平成3年度予算においては、特に(1)大店法規制緩和等の動きを踏まえた「魅力ある商店街・商業集積づくり」及び(2)中小企業の人手不足問題への対応、の点に重点を置いて予算編成を行い、</p> <p>② 平成4年度予算においては、引き続き上記(1)(2)の問題への対応を図るほか、(3)地域中小企業集積（産地・企業城下町等）における中小企業の新分野進出等の努力に対する支援、及び(4)中小企業の物流効率化に対する支援等に重点を置いて予算編成を行っている。</p> <p>3' 4' 106億円 → 123億円 23億円 → 26億円 — → 11億円 3 億円 → 7 億円</p> <p>(1) 魅力ある商店街・商業集積づくり (2) 中小企業の人手不足問題への対 (3) 地域中小企業集積・創造的發展支援 (4) 中小企業の物流効率化対策</p>

報告指図書事項	措置状況									
<p>⑦ エネルギー対策 我が国は、国際的に見て、エネルギーの輸入依存度が高く、特にエネルギー供給の大半を占める石油について、そのほぼ全部を輸入に頼り、かつその大半を中東に依存するという脆弱なエネルギー供給構造を有している。また、石油開発、石油備蓄の推進、石油代替エネルギーの開発・導入等は、長期的に留意するものである。</p> <p>従って、エネルギー対策については、安全性確保、環境保全に留意しつつ、中長期的な観点に立って着実に進めていくことが必要である。</p> <p>なお、その際、石油政策については、石油産業の構造改善を加速的に進めるとの観点から、セキユリティを確保する上で不可欠なものを除き、生産・販売に関する規制の緩和を思い切って推進するとともに、備蓄その他のエネルギー政策については、官民の役割分担を踏まえ、国の助成を必要最小限の範囲に限定し、資金の重点的・効率的配分に努めていく必要がある。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="135 462 158 831">エネルギー対策費</th> <th data-bbox="135 560 158 625">3年度</th> <th data-bbox="135 462 158 560">4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="158 462 182 831"></td> <td data-bbox="158 560 182 625">5,893</td> <td data-bbox="158 462 182 560">6,313</td> </tr> <tr> <td data-bbox="158 381 182 462"></td> <td data-bbox="158 381 182 462"></td> <td data-bbox="158 381 182 462">(億円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 原子力平和利用研究促進(1,516 → 1,537) 長期にわたる安定的なエネルギーの供給を確保するため、引き続き安全対策等の充実に配慮しつつ、原子力の平和利用を促進。</p> <p>② 石特会計繰入れ (4,320 → 4,720) (参考) 石油税収 (4,900 → 5,070) (1) 石油備蓄 国家備蓄については、5,000万kℓを目標とし、300万kℓの増しを図る。(4年度末 3,900万kℓ) (2) 石油代替エネルギー対策 地球環境保全に留意しつつ、中長期的なエネルギーの需給見通しを踏まえ、石油代替エネルギー対策を推進する。(370 → 399)</p>	エネルギー対策費	3年度	4年度		5,893	6,313			(億円)
エネルギー対策費	3年度	4年度								
	5,893	6,313								
		(億円)								

報告指摘事項	措置状況																																																	
<p>⑧ 農業 消費者の納得が得られる価格で安定的に食糧を供給できるよう、生産性が 高く産業として自立できる農業の確立が急がれている。このため、各農家の 創意工夫が活かされるよう、価格政策の見直し等競争原理の導入、規制の緩 和を一層促進するとともに、経営感覚に優れた地域において中核的役割を果た しうる農家等に焦点を合わせて各般の施策を思い切った集中・充実させる必 要がある。 また、生活基盤を着実に整備する等農村地域の活性化にも配慮する必要が ある。 食糧管理についても、生産者及び流通業者の自主性が養われ、需要に対 応した生産・流通が行われるよう、需給動向や市場評価が価格に的確に反映 される仕組みとしていくことが必要である。なお、転作奨励金については、 水田農業確立対策期間終了時においてその依存からの脱却を図るべきである。</p>	<p>○価格政策の見直し 近年、厳しい抑制的な運用を行ってきた。</p> <p><行政価格の対前年増減率> (単位：%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>61</th> <th>62</th> <th>63</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米(政府買入価格)</td> <td>0.0</td> <td>▲5.95</td> <td>▲4.6</td> <td>0.0</td> <td>▲1.5</td> <td>▲0.65</td> </tr> <tr> <td>小麦(政府買入価格)</td> <td>▲1.16</td> <td>▲4.9</td> <td>▲4.6</td> <td>▲3.5</td> <td>▲3.9</td> <td>▲1.23</td> </tr> <tr> <td>大豆(基準価格)</td> <td>▲1.66</td> <td>▲5.8</td> <td>▲5.5</td> <td>0.0</td> <td>▲4.4</td> <td>▲1.2</td> </tr> <tr> <td>てん菜</td> <td>▲1.5</td> <td>▲5.1</td> <td>▲4.8</td> <td>0.0</td> <td>▲2.6</td> <td>▲1.3</td> </tr> <tr> <td>さとうきび</td> <td>0.0</td> <td>▲2.4</td> <td>▲2.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>加工原料乳(保証価格)</td> <td>▲2.8</td> <td>▲5.5</td> <td>▲3.5</td> <td>0.0</td> <td>▲2.6</td> <td>▲1.3</td> </tr> </tbody> </table>	区分	61	62	63	元	2	3	米(政府買入価格)	0.0	▲5.95	▲4.6	0.0	▲1.5	▲0.65	小麦(政府買入価格)	▲1.16	▲4.9	▲4.6	▲3.5	▲3.9	▲1.23	大豆(基準価格)	▲1.66	▲5.8	▲5.5	0.0	▲4.4	▲1.2	てん菜	▲1.5	▲5.1	▲4.8	0.0	▲2.6	▲1.3	さとうきび	0.0	▲2.4	▲2.0	0.0	0.0	0.0	加工原料乳(保証価格)	▲2.8	▲5.5	▲3.5	0.0	▲2.6	▲1.3
区分	61	62	63	元	2	3																																												
米(政府買入価格)	0.0	▲5.95	▲4.6	0.0	▲1.5	▲0.65																																												
小麦(政府買入価格)	▲1.16	▲4.9	▲4.6	▲3.5	▲3.9	▲1.23																																												
大豆(基準価格)	▲1.66	▲5.8	▲5.5	0.0	▲4.4	▲1.2																																												
てん菜	▲1.5	▲5.1	▲4.8	0.0	▲2.6	▲1.3																																												
さとうきび	0.0	▲2.4	▲2.0	0.0	0.0	0.0																																												
加工原料乳(保証価格)	▲2.8	▲5.5	▲3.5	0.0	▲2.6	▲1.3																																												

報告指図書項	措置状況																																		
	<p>○農業農村整備事業の重点化 農村地域の活性化に資するため、集落排水等の農村整備事業に重点配分。</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2年度</td> <td style="text-align: center;">3年度</td> <td style="text-align: center;">4年度</td> </tr> <tr> <td>農業農村整備事業</td> <td style="text-align: right;">10,249</td> <td style="text-align: right;">10,691</td> <td style="text-align: right;">11,094</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">(+4.3%)</td> <td style="text-align: right;">(+3.8%)</td> </tr> <tr> <td>うち農村整備事業</td> <td style="text-align: right;">2,559</td> <td style="text-align: right;">3,062</td> <td style="text-align: right;">3,436</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">(+19.7%)</td> <td style="text-align: right;">(+12.2%)</td> </tr> <tr> <td>(うち集落排水)</td> <td style="text-align: right;">311</td> <td style="text-align: right;">622</td> <td style="text-align: right;">839</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">(+100.0%)</td> <td style="text-align: right;">(+35.0%)</td> </tr> </table> <p><億円></p> <p>(注) 本事業については、平成3年度予算において、経費名を「農業基盤整備費」から「農業農村整備事業費」に改めたところである。</p> <p>○食糧管理の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需給動向や品質評価を的確に反映した自主流通米の価格形成を図るため「自主流通米価格形成の場」における入札取引を開始(平成2年10月)。 ・食糧管理費の削減合理化。 <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3年度</td> <td style="text-align: center;">4年度(注)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">3,732億円(▲220)</td> <td style="text-align: right;">3,421億円(▲311)</td> </tr> </table> <p>(注) ピーク時(56年度 9,948億円)の3分の1強。</p>		2年度	3年度	4年度	農業農村整備事業	10,249	10,691	11,094			(+4.3%)	(+3.8%)	うち農村整備事業	2,559	3,062	3,436			(+19.7%)	(+12.2%)	(うち集落排水)	311	622	839			(+100.0%)	(+35.0%)		3年度	4年度(注)		3,732億円(▲220)	3,421億円(▲311)
	2年度	3年度	4年度																																
農業農村整備事業	10,249	10,691	11,094																																
		(+4.3%)	(+3.8%)																																
うち農村整備事業	2,559	3,062	3,436																																
		(+19.7%)	(+12.2%)																																
(うち集落排水)	311	622	839																																
		(+100.0%)	(+35.0%)																																
	3年度	4年度(注)																																	
	3,732億円(▲220)	3,421億円(▲311)																																	

報告指摘事項	措置状況
<p>⑨ 地方財政 国と地方は車の両輪として、ともに行財政改革を積極的に推進することが必要であり、中長期的にみて、財政の健全性を確保し、国民負担率の上昇を抑制するため、臨時行政改革推進審議会の答申に沿って、国と同様、地方財政についても、歳出規模の伸びを極力抑制していくべきである。 また、幅広い見地から、国と地方の機能分担の在り方を見直すとともに、これにあわせ費用負担について検討を進める。また、地方の財政状況の推移等に応じて、地方交付税法第6条の3第2項の規定により国・地方間の財源調整を行う必要がある。 更に、地方公共団体間の財政力格差を改善するため、財政調整の強化を推進すべきである。</p>	<p>措置状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3・4年度の地方財政の規模は、臨時行政改革推進審議会の答申の趣旨に従い、極力歳出の抑制に努めたところ。 歳出規模 3年度 約70兆9,000億円 (5.6%増) 4年度 約74兆3,700億円 (4.9%増) ・ 国と地方の機能分担及び費用負担の見直しの一環として、4年度において以下のような補助金等の一般財源化措置を講じた。 <ul style="list-style-type: none"> ① 義務教育費国庫負担金のうち共済費追加費用等 (約620億円) ② 国保事務費負担金のうち人件費 (約780億円) ③ 国保助産費補助金 (約90億円) ・ 3・4年度の地方財政収支見通しは、元年度、2年度に引き続き大幅な財源余剰となり、地方交付税法第6条の3第2項に該当する事態であるが、同項の適用は今後の検討課題とし、同法附則第3条に基づき地方交付税の年度間調整としての特別措置等を講じた。

(出所) 財政制度審議会懇談会 平成4年4月28日配付資料(4) (財政制度審議会資料集 懇談会編) 59-68ページ)。

8-127 昭和62年度以降（昭和62年度～平成4年度）の各省庁別・補助根拠別・交付対象別補助金等の件数・金額

(単位：件、億円)

区分 所管	62年度						63年度					
	法律補助 「負担する」		法律補助 「できる」		予算補助		法律補助 「負担する」		法律補助 「できる」		予算補助	
	件数	予算額	件数	予算額	件数	予算額	件数	予算額	件数	予算額	件数	予算額
国	7	49	—	—	—	—	7	50	—	—	—	—
会	3	3	—	—	—	—	3	3	—	—	—	—
地方公共団体	4	46	—	—	—	—	4	47	—	—	—	—
その他	4	287	—	—	1	0	4	288	—	—	1	0
裁 判 所	1	3	—	—	—	—	1	3	—	—	—	—
地方公共団体	3	284	—	—	1	0	3	285	—	—	1	0
その他	2	13	—	—	—	—	2	13	—	—	—	—
会 計 検 査 院	1	0	—	—	—	—	1	0	—	—	—	—
地方公共団体	1	13	—	—	—	—	1	13	—	—	—	—
その他	3	10	—	—	2	11	3	10	—	—	2	11
内 閣	1	0	—	—	—	—	1	0	—	—	—	—
地方公共団体	2	10	—	—	2	11	2	10	—	—	2	11
その他	214	6,524	64	1,306	385	1,605	216	6,574	68	1,280	368	1,672
総 理 府	182	3,801	55	611	187	663	181	3,710	59	596	184	694
地方公共団体	32	2,723	9	695	198	942	35	2,864	9	684	184	978
その他	14	432	1	0	3	4	14	445	1	0	2	2
法 務 省	11	17	—	—	—	—	11	20	—	—	—	—
地方公共団体	3	415	1	0	3	4	3	425	1	0	2	2
その他	3	68	—	—	29	1,072	3	71	—	—	29	1,169
外 務 省	2	29	—	—	1	7	2	30	—	—	1	7
地方公共団体	1	39	—	—	28	1,065	1	41	—	—	28	1,162
その他	9	875	1	5	7	446	9	882	1	5	6	443
大 蔵 省	4	47	—	—	1	1	4	48	—	—	1	2
地方公共団体	5	828	1	5	6	445	5	834	1	5	5	441
その他	68	26,668	43	3,937	112	2,173	65	26,539	43	3,984	113	2,320
文 部 省	59	26,626	23	1,049	76	1,482	56	26,496	23	1,058	77	1,540
地方公共団体	9	42	20	2,888	36	691	9	43	20	2,926	36	780
その他	111	50,509	35	3,469	243	2,256	110	52,003	37	3,691	232	2,331
厚 生 省	105	50,358	26	1,887	141	1,762	104	51,849	28	1,941	134	1,821
地方公共団体	6	151	9	1,582	102	494	6	154	9	1,750	98	510
その他	136	9,184	30	1,103	329	6,709	135	8,852	30	1,095	326	6,591
農 林 水 産 省	125	7,373	14	309	185	2,794	124	7,116	15	287	181	2,630
地方公共団体	11	1,811	16	794	144	3,915	11	1,736	15	808	145	3,961
その他	13	119	23	576	189	1,477	12	144	23	572	188	1,431
通 商 産 業 省	10	18	13	514	20	327	10	44	13	517	21	320
地方公共団体	3	101	10	62	169	1,150	2	100	10	55	167	1,111
その他	21	468	13	338	32	2,690	23	2,124	11	221	32	1,011
運 輸 省	19	191	1	11	12	568	19	194	1	12	12	557
地方公共団体	2	277	12	327	20	2,122	4	1,930	10	209	20	454
その他	5	44	—	—	4	2	5	46	—	—	4	1
郵 政 省	3	0	—	—	—	—	3	0	—	—	—	—
地方公共団体	2	44	—	—	4	2	2	46	—	—	4	1
その他	15	564	3	29	22	190	15	509	3	29	22	202
労 働 省	11	409	—	—	7	163	11	352	—	—	7	175
地方公共団体	4	155	3	29	15	27	4	157	3	29	15	27
その他	42	9,474	21	1,229	102	4,173	42	9,420	21	1,233	102	4,078
建 設 省	39	8,954	13	1,137	59	1,167	39	8,899	13	1,129	60	1,061
地方公共団体	3	520	8	92	43	3,006	3	521	8	104	42	3,017
その他	8	300	9	80	25	311	8	283	9	79	25	299
自 治 省	7	294	9	80	16	154	7	277	9	79	16	157
地方公共団体	1	6	—	—	9	157	1	6	—	—	9	142
その他	675	105,588	243	12,072	1,485	23,119	673	108,253	247	12,189	1,452	21,561
合 計	583	98,123	154	5,598	705	9,088	577	99,041	161	5,619	694	8,964
地方公共団体	92	7,465	89	6,474	780	14,031	96	9,212	86	6,570	758	12,597
その他												

(単位：件、億円)

区分 所管	元年度						2年度					
	法律補助 「負担する」		法律補助 「できる」		予算補助		法律補助 「負担する」		法律補助 「できる」		予算補助	
	件数	予算額	件数	予算額	件数	予算額	件数	予算額	件数	予算額	件数	予算額
国	7	54	—	—	—	—	7	54	—	—	—	—
会	3	3	—	—	—	—	3	3	—	—	—	—
地方公共団体	4	51	—	—	—	—	4	51	—	—	—	—
その他												
裁 判 所	4	311	—	—	1	0	4	316	—	—	1	0
地方公共団体	1	3	—	—	—	—	1	3	—	—	—	—
その他	3	308	—	—	1	0	3	313	—	—	1	0
会 計 検 査 院	2	14	—	—	—	—	2	14	—	—	—	—
地方公共団体	1	0	—	—	—	—	1	0	—	—	—	—
その他	1	14	—	—	—	—	1	14	—	—	—	—
内 閣	3	11	—	—	2	11	3	11	—	—	2	12
地方公共団体	1	0	—	—	—	—	1	0	—	—	—	—
その他	2	11	—	—	2	11	2	11	—	—	2	12
総 理 府	219	6,877	69	1,360	349	1,816	218	7,432	68	1,266	341	1,864
地方公共団体	184	3,847	60	618	182	706	183	4,179	59	618	180	784
その他	35	3,030	9	742	167	1,110	35	3,253	9	648	161	1,080
法 務 省	14	486	1	0	2	2	14	502	1	0	2	3
地方公共団体	11	22	—	—	—	—	11	30	—	—	—	—
その他	3	464	1	0	2	2	3	472	1	0	2	3
外 務 省	3	51	—	—	29	1,242	2	46	—	—	30	1,349
地方公共団体	2	6	—	—	1	7	1	0	—	—	1	7
その他	1	45	—	—	28	1,235	1	46	—	—	29	1,342
大 蔵 省	9	929	1	5	6	452	9	931	1	6	6	404
地方公共団体	4	49	—	—	1	2	4	50	—	—	1	1
その他	5	880	1	5	5	450	5	881	1	6	5	403
文 部 省	65	26,581	42	4,091	114	2,342	65	27,379	43	4,183	113	2,429
地方公共団体	56	26,536	23	1,085	77	1,482	56	27,333	23	1,110	76	1,524
その他	9	45	19	3,006	37	860	9	46	20	3,073	37	905
厚 生 省	110	55,564	37	4,097	231	2,443	109	56,986	37	4,638	230	2,624
地方公共団体	104	55,398	28	2,169	133	1,900	103	56,815	28	2,464	133	2,076
その他	6	166	9	1,928	98	543	6	171	9	2,174	97	548
農 林 水 産 省	135	9,061	30	1,096	323	6,473	134	8,876	30	1,093	322	6,241
地方公共団体	124	7,327	15	265	180	2,565	123	7,161	15	252	179	2,654
その他	11	1,734	15	831	143	3,908	11	1,715	15	841	143	3,587
通 商 産 業 省	12	130	21	591	189	1,413	12	129	21	609	188	1,410
地方公共団体	10	25	13	544	20	349	10	21	13	565	20	373
その他	2	105	8	47	169	1,064	2	108	8	44	168	1,037
運 輸 省	23	2,102	12	161	31	993	23	2,035	12	126	31	983
地方公共団体	19	196	1	13	13	567	19	198	1	13	13	543
その他	4	1,906	11	148	18	426	4	1,837	11	113	18	440
郵 政 省	5	47	—	—	4	2	5	44	—	—	4	2
地方公共団体	3	0	—	—	—	—	3	0	—	—	—	—
その他	2	47	—	—	4	2	2	44	—	—	4	2
労 働 省	14	481	3	30	23	215	14	440	3	30	23	243
地方公共団体	11	316	—	—	7	183	11	274	—	—	7	207
その他	3	165	3	30	16	32	3	166	3	30	16	36
建 設 省	42	9,540	21	1,202	102	4,177	41	9,060	21	1,157	101	4,734
地方公共団体	39	9,014	13	1,067	59	1,044	39	9,000	13	1,014	59	1,128
その他	3	526	8	135	43	3,133	2	60	8	143	42	3,606
自 治 省	10	583	9	81	27	283	7	260	9	82	25	279
地方公共団体	8	573	9	81	17	166	6	254	9	82	16	171
その他	2	10	—	—	10	117	1	6	—	—	9	108
合 計	677	112,822	246	12,714	1,433	21,864	669	114,515	246	13,190	1,419	22,577
地方公共団体	581	103,315	162	5,842	690	8,971	575	105,321	161	6,118	685	9,468
その他	96	9,507	84	6,872	743	12,893	94	9,194	85	7,072	734	13,109

(単位：件、億円)

区分 所管	3年度						4年度					
	法律補助 「負担する」		法律補助 「できる」		予算補助		法律補助 「負担する」		法律補助 「できる」		予算補助	
	件数	予算額	件数	予算額	件数	予算額	件数	予算額	件数	予算額	件数	予算額
国	7	55	—	—	—	—	7	59	—	—	—	—
会	3	3	—	—	—	—	3	5	—	—	—	—
地方公共団体	4	52	—	—	—	—	4	54	—	—	—	—
その他	4	317	—	—	1	0	4	341	—	—	1	0
裁判所	1	3	—	—	—	—	1	3	—	—	—	—
地方公共団体	3	314	—	—	1	0	3	337	—	—	1	0
その他	2	14	—	—	—	—	2	15	—	—	—	—
会計検査院	1	0	—	—	—	—	1	0	—	—	—	—
地方公共団体	1	14	—	—	—	—	1	15	—	—	—	—
その他	3	11	—	—	2	12	3	12	—	—	2	12
内閣	1	0	—	—	—	—	1	0	—	—	—	—
地方公共団体	2	11	—	—	2	12	2	12	—	—	2	12
その他	216	7,298	69	1,362	331	2,141	215	7,927	66	1,424	331	2,097
総理府	181	3,993	60	648	177	809	180	4,469	57	685	178	908
地方公共団体	35	3,305	9	714	154	1,332	35	3,459	9	739	153	1,189
その他	13	515	1	0	3	3	13	555	1	0	3	4
法務省	10	30	—	—	—	—	10	41	—	—	—	—
地方公共団体	3	485	1	0	3	3	3	514	1	0	3	4
その他	2	48	—	—	27	1,464	2	50	—	—	27	1,570
外務省	1	0	—	—	1	8	1	0	—	—	1	9
地方公共団体	1	48	—	—	26	1,456	1	50	—	—	26	1,560
その他	9	947	1	6	6	246	10	1,020	1	6	6	207
大蔵省	4	51	—	—	1	1	4	65	—	—	1	1
地方公共団体	5	896	1	6	5	245	6	955	1	6	5	206
その他	65	29,013	43	4,309	111	2,495	65	30,340	43	4,459	110	2,453
文部省	56	28,966	23	1,136	74	1,540	56	30,291	23	1,177	73	1,407
地方公共団体	9	47	20	3,173	37	955	9	49	20	3,283	37	1,046
その他	110	58,335	36	5,122	229	2,931	109	60,501	35	5,904	230	3,195
厚生省	103	58,156	27	2,812	132	2,269	103	60,312	26	3,339	133	2,513
地方公共団体	7	179	9	2,310	97	662	6	190	9	2,565	97	682
その他	135	9,692	29	1,107	324	6,620	135	11,071	29	1,134	322	7,125
農林水産省	123	7,137	15	254	183	2,936	123	8,476	15	261	179	3,714
地方公共団体	12	2,555	14	853	141	3,684	12	2,595	14	872	143	3,412
その他	12	157	21	635	187	1,490	12	145	21	670	187	1,564
通商産業省	10	47	13	594	21	472	10	28	13	621	22	520
地方公共団体	2	110	8	41	166	1,018	2	117	8	48	165	1,044
その他	24	1,549	11	136	30	1,242	22	1,514	9	107	35	1,375
運輸省	18	199	1	13	11	145	18	224	1	14	12	174
地方公共団体	6	1,350	10	123	19	1,097	4	1,290	8	93	23	1,201
その他	5	45	—	—	4	13	5	49	—	—	4	24
郵政省	3	0	—	—	1	10	3	0	—	—	1	20
地方公共団体	2	45	—	—	3	3	2	49	—	—	3	4
その他	14	424	3	33	23	263	14	401	2	34	23	283
労働省	11	255	—	—	7	223	11	218	—	—	7	233
地方公共団体	3	169	3	33	16	40	3	183	2	34	16	50
その他	40	9,531	20	1,121	97	5,250	40	12,515	20	1,354	97	5,735
建設省	38	9,470	13	957	60	1,426	38	12,450	13	1,170	60	1,725
地方公共団体	2	61	7	164	37	3,824	2	65	7	184	37	4,010
その他	6	246	4	82	20	281	9	625	4	83	21	282
自治省	5	240	4	82	10	182	7	613	4	83	11	190
地方公共団体	1	6	—	—	10	99	2	11	—	—	10	92
その他	667	118,197	238	13,913	1,395	24,451	667	127,140	231	15,175	1,399	25,926
合計	569	108,550	156	6,496	678	10,021	570	117,195	152	7,350	678	11,414
地方公共団体	98	9,647	82	7,417	717	14,430	97	9,945	79	7,825	721	14,512
その他												

(出所) 大蔵省作成資料 平成元年3月, 平成2年4月, 平成3年3月, 平成4年2月。

8-128 昭和60年度以降各年度（昭和60年度～平成4年度）の補助率削減による地方への影響額及び補填策

（単位：億円）

年度	経常経費関係				投資的経費関係				合計		
	地方交付税交付金の特別措置/加算	地方税措置（地方たばこ消費税の引上げ）	建設地方債（調整債）の増発		臨時財政特別債	調整債	計	計			
			法定加算分	暫定加算分						不交付団体分	
60	1,000	—	1,600	—	1,000	600	2,600	2,000	1,200	3,200	5,800
61	1,200	1,200	3,700	400	2,440	860	6,100	4,200	1,400	5,600	11,700
62	1,496	1,200	3,874	430	2,480	964	6,570	6,100	2,300	8,400	14,970
63	1,495	1,200	3,974	470	2,520	984	6,669	7,400	2,500	9,900	16,569
元	975	—	242	—	—	242	1,217	7,600	—	7,600	8,817
2	722	—	180	—	—	180	902	7,600	—	7,600	8,502
3	726	—	181	—	—	181	907	6,300	—	6,300	7,207
4	18	—	4	—	—	4	22	6,100	—	6,100	6,122

（注）1. 元年度以降の地方交付税交付金の加算額は、法律に基づき後年度において地方交付税交付金の額に加算されるものである。

2. 臨時財政特別債については、公営企業会計分も含めて、後年度の元利償還費相当額のうち直轄分9/10、補助率等引下げ分の9/10、62'補助率等引下げ分の9/10、元年度及び2年度……61'補助率等引下げ分のうち直轄分9/10、補助分1/2及び62'補助率等引下げ分の9/10、3年度及び4年度……61'補助率等引下げ分のうち直轄分9/10、補助分1/2)を一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしている。

3. 臨時財政特別債の額には過年度の国庫債務負担行為に伴う当該年度影響額を含む。

4. 計数は精査の結果、異動を生ずることがある。

（平成元年度における補助率等の見直しに伴う影響額と財源措置）

補助率等の復元	恒久措置分		* () 内は平成2年度の姿				暫定措置分	
	地方交付税（たばこ税の25%）	一般財源	地方交付税交付金の特例措置		調整債（不交付団体分）		経常経費	
			地方交付税交付金の特例措置	調整債（不交付団体分）	地方交付税交付金の特例措置	調整債（不交付団体分）	投資的経費	臨時財政特別債
977 (1,282)	2,330	2,762	243 (0)	62 (0)	732	180	6,500	

（注）1. 補助率等の暫定期間終了後に調整するものとされていた金額（いわゆる60'～63'の暫定加算分）の取扱いについては、4,220億円を4年度～13年度の間に精算すべき地方交付税交付金の額に加算することとしている。

2. 臨時財政特別債については、公営企業会計分も含めて、後年度の元利償還費相当額のうち直轄分9/10、補助率等引下げ分の1/2及び62'補助率等引下げ分の9/10、元年度及び2年度……61'補助率等引下げ分のうち直轄分9/10、補助分1/2及び62'補助率等引下げ分の9/10)を一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしている。

3. 63年度までの補助率等の暫定引下げ措置による国庫債務負担行為等の影響額に係る臨時財政特別債1,100億円を加えると、元年度の臨時財政特別債の額は7,600億円となる。

（出所）大蔵省作成資料 平成元年3月、平成2年4月、平成3年3月、平成4年2月。